

秋 田 市 公 報

# あきた

第1193号

令和6年04月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

## 目次

### 条例

秋田市職員退職手当基金条例	人事課（第4号）
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第5号）
教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第6号）
秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第7号）
秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	人事課（第8号）
秋田市特別会計条例の一部を改正する条例	財政課（第9号）
秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	情報統計課（第10号）
秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例	千秋美術館（第11号）
秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例	市民相談センター（第12号）
秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第13号）
秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	保護第一課（第14号）
秋田市介護保険条例の一部を改正する条例	介護保険課（第15号）
秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	介護保険課（第16号）
秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	介護保険課（第17号）
秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険課（第18号）
秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険課（第19号）

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険課（第20号）
秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険課（第21号）
秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険課（第22号）
秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険課（第23号）
秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険課（第24号）
秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	介護保険課（第25号）
秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	長寿福祉課（第26号）
秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	長寿福祉課（第27号）
秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第28号）
秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第29号）
秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第30号）
秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第31号）
秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第32号）
秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	障がい福祉課（第33号）
秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第34号）
秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第35号）
秋田市小児慢性特定疾病審査会条例の一部を改正する条例	子ども総務課（第36号）
秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	施設指導室（第37号）
秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課（第38号）
秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例	建築指導課（第39号）
秋田市営住宅条例の一部を改正する条例	住宅整備課（第40号）
秋田市手数料条例の一部を改正する条例	消防本部予防課（第41号）
秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例	上下水道局下水道整備課（第42号）

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例	上下水道局下水道整備課（第43号）
秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例	上下水道局給排水課（第44号）
秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第45号）
秋田市市税条例の一部を改正する条例	市民税課（第46号）
秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	市民税課（第47号）
秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国保年金課（第48号）

## 規則

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課（第11号）
秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第12号）
秋田市財務規則の一部を改正する規則	財政課（第13号）
秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教育委員会学事課（第14号）
秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	介護保険課（第15号）
秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築指導課（第16号）
秋田市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課（第17号）
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	人事課（第18号）
秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則	子ども総務課（第19号）
秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	財産管理活用課（第20号）

## 教委規則

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則	教育委員会総務課（第1号）
秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	教育委員会総務課（第2号）

## 上下水道局管理規程

公益的法人等への職員派遣等に係る秋田市公営企業職員の給与の特例に関する規程	上下水道局総務課（第1号）
秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課（第2号）
秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程	上下水道局総務課（第3号）

## 訓令

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令 人事課(第2号)

秋田市公印規程の一部を改正する訓令 文書法制課(第3号)

## 消防本部訓令

秋田市火災調査規程の一部を改正する訓令 消防本部予防課(第1号)

## 告示

認可地縁団体の告示事項の変更について 生活総務課(第59号)

秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について 文書法制課(第60号)

令和4年度分および令和5年度分市税督促状の公示送達について 納税課(第61号)

住民票の職権消除について 市民課(第62号)

指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について 介護保険課(第63号)

秋田県知事から令和6年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について 地籍調査室(第64号)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について 障がい福祉課(第65号)

都市計画の変更について 都市計画課(第66号)

身体障害者福祉法による医師の指定辞退について 障がい福祉課(第67号)

指定納付受託者の指定について 大森山動物園(第68号)

認可地縁団体の告示事項の変更について 生活総務課(第69号)

国民健康保険税督促状の公示送達について 国保年金課(第70号)

御所野近隣公園野球場等の使用料収納事務の委託について 南部市民サービスセンター(第71号)

自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について 交通政策課(第72号)

放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務の委託について 交通政策課(第73号)

秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について 交通政策課(第74号)

秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務の委託について 交通政策課(第75号)

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について 障がい福祉課(第76号)

指定納付受託者の指定について 情報統計課(第77号)

国民健康保険税納税通知書(課税年度令和5年 賦課年度令和5年 賦課年度令和4年)の公示送達について 国保年金課(第78号)

差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について	納税課(第79号)
秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務の委託について	子ども未来センター(第80号)
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課(第81号)
令和6年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課(第82号)
交付要求通知書の公示送達について	国保年金課収納推進室(第83号)
自転車等放置規制区域の変更について	交通政策課(第84号)
公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務の委託について	市場管理室(第85号)
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書および後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入通知書(令和5年度分)の公示送達について	後期高齢医療課(第86号)
公共工事の発注見直し、入札および契約の過程ならびに契約内容の閲覧方法について	契約課(第87号)
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第88号)
交付要求通知書の公示送達について	納税課(第89号)
指定居宅サービス事業者の廃止について	介護保険課(第90号)
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課(第91号)
秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者の指定について	南部市民サービスセンター(第92号)
秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者の指定について	西部市民サービスセンター(第93号)
秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	北部市民サービスセンター(第94号)
指定納付受託者の指定について	環境都市推進課(第95号)
秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	東部市民サービスセンター(第96号)
証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務の委託について	市民課(第97号)
南部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について	南部市民サービスセンター(第98号)
令和6年2月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課(第99号)
認可地縁団体の認可について	生活総務課(第100号)
特定教育・保育施設の確認について	施設指導室(第101号)
特定教育・保育施設の確認の辞退について	施設指導室(第102号)
特定子ども・子育て支援施設等の確認について	施設指導室(第103号)
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	施設指導室(第104号)
令和5年度第7期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課(第105号)

秋田市一般廃棄物処理実施計画について	環境都市推進課（第106号）
西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について	西部市民サービスセンター（第107号）
領収証書の公示送達について	国保年金課収納推進室（第108号）
差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について	納税課（第109号）
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第110号）
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課（第111号）
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第112号）
土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	資産税課（第113号）
特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について	施設指導室（第114号）
道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第115号）
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課（第116号）
包括外部監査契約の締結について	総務課（第117号）

## 教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第5号）
教育委員会臨時会の招集について	教育委員会総務課（第6号）
秋田市指定文化財の指定について	文化振興課（第7号）

## 選管告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第1号）
令和6年6月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について	選挙管理委員会事務局（第2号）

## 農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第3号）
----------------	---------------

## 上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第7号）
指定排水設備工事事業者の指定について	上下水道局給排水課（第8号）
秋田市上下水道事業に係る公金の徴収事務の委託について	上下水道局お客様センター（第9号）

## 公告

建築基準法による道路の指定の廃止について	建築指導課
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について	商工貿易振興課
認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について	生活総務課
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課
都市計画の変更の案の縦覧について	都市計画課
都市計画の変更の案の縦覧について	都市計画課

秋田市職員退職手当基金条例をここに公布する。

令和6年3月6日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第4号

秋田市職員退職手当基金条例

(設置)

第1条 秋田市職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田市条例第13号）附則第2項の規定による定年の段階的な引上げに伴い、定年に達したことにより退職する者の数の年度間における増減が平準化するまでの間において、退職手当（秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の規定に基づき支給するもの（臨時的に任用された職員に対して支給するものを除く。）に限る。以下同じ。）の支給に要する経費に充てるため、秋田市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)



第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、退職手当の支給に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第 5 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「令和5年12月」を「令和6年12月」に改める。

附則第6項中「令和6年3月31日」を「令和7年4月30日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第 6 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例（平成 3 年秋田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 5 年 12 月」を「令和 6 年 12 月」に改める。

附則第 5 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 4 月 30 日」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第7号

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年秋田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同項第2号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

第21条の見出し中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同条第1項中「期末手当を」の次に「、給与条例第27条第1項から第4項までの規定の例により勤勉手当を、それぞれ」を、「期末手当基礎額」の次に「および勤勉手当基礎額」を加え、同条第3項中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同条第4項中「第26条の3」の次に「(これらの規定を給与条例第27条第5項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第22条第1項第1号中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同項第2号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改める。

(秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「および期末手当」を「、期末手当および勤勉手当」に改め、同条第2項中「、第14条、第15条」を「から第15条まで」に改め、「、第16条の6ただし書中「期末手当および勤勉手当」とあるのは「期末手当」と」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、別に定めるところによる。

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第 8 号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第35条」を「第35条の 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第 9 号

### 秋田市特別会計条例の一部を改正する条例

秋田市特別会計条例（昭和39年秋田市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の秋田市特別会計条例第 1 条第 4 号に規定する秋田市中央卸売市場会計（以下「旧中央卸売市場会計」という。）の令和 5 年度の収入および支出ならびに決算については、なお従前の例による。この場合において、旧中央卸売市場会計の令和 6 年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、改正後の秋田市特別会計条例第 1 条第 4 号に規定する秋田市公設地方卸売市場会計（以下「新公設地方卸売市場会計」という。）の歳入に繰り入れるものとする。

3 この条例の施行の際旧中央卸売市場会計に所属する権利義務は、新公設地方卸売市場会計に帰属するものとする。

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第10号

### 秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2の1の項中「障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報」を「身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に、「児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別



児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）に改め、同表の2の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、「医療保険給付関係情報」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）もしくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）もしくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給もしくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に、「介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施もしくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」に改め、「（平成17年法律第123号）」を削り、同表の3の項中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同表の5の項中「（昭和33年法律第192号）」を削り、同表の8の項中「（昭和57年法律第80号）」を削り、同表の11の項中「（昭和39年法律第134号）」を削り、「児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当もしくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報」に改め、同表の21の項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる生活保護関係情報」を「生活保護関係情報に係る利用特定個人情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第11号

秋田市立千秋美術館条例の一部を改正する条例

秋田市立千秋美術館条例（平成元年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の5中「4月1日から翌年の3月31日までの期間」を「納付をした日から起算して1年の間」に改める。

附 則

この条例は、令和6年6月29日から施行する。

秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第12号

秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例  
秋田市犯罪被害者等見舞金支給条例（平成29年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第10条」の次に「もしくは第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第13号

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例

秋田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成29年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条中「深め」を「深めるとともに」に改め、「とともに、障がいのある人に対し合理的配慮の提供をする」を削る。

第9条第2項中「するよう努めるものとする」を「しなければならない」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第14号

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市無料低額宿泊所の設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第15号

### 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に、「3万7,392円」を「3万4,027円」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に、「5万2,349円」を「4万8,610円」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に、「5万6,088円」を「5万1,601円」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号中「第39条第1項第6号」を「第38条第1項第6号」に改め、同項第7号中「第39条第1項第7号」を「第38条第1項第7号」に改め、同項第8号中「第39条第1項第8号」を「第38条第1項第8号」に改め、同項第9号中「第39条第1項第9号」を「第38条第1項第9号」に改め、同項第10号から第12号までを次のように改める。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 12万7,133円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 13万872円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 13万4,612円

第4条第1項に次の1号を加える。

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 14万2,090円

第4条第2項から第5項までを次のように改める。

- 2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第7号の基準所得金額は、同条第7項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第143条の2の規定にかかわらず、150万円とする。
- 3 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第8号の基準所得金額は、同条第8項の規定に基づく省令第143条の3の規定にかかわらず、180万円とする。
- 4 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第9号の基準所得金額は、同条第9項第1号の規定にかかわらず、250万円とする。
- 5 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第10号の基準所得金額は、同条第9項第2号の規定にかかわらず、300万円とする。

第4条第8項中「第6項」を「第8項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,436円」を「2万1,314円」に、「52,349円」を「5万1,228円」に改め、同項を同条第10項とし、同条第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,436円」を「2万1,314円」に、「33,653円」を「3万3,653円」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,436円」を「2万1,314円」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

- 6 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第11号の基準所得金額は、同条第9項第3号の規定にかかわらず、400万円とする。
- 7 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第12号の基準所得金額は、同条第9項第4号の規定にかかわらず、720万円とする。

第6条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「ならびに第9号ロならびに第4条第1項第10号イならびに第11号イ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロならびに第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号までならびに第4条第1項第10号および第11号」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第12条第1項第5号中「令第39条第1項第2号」を「第4条第1項第2

号」に、「該当する」を「掲げる」に改める。

第13条ただし書中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

附則第10項中「租税特別措置法」の次に「（昭和32年法律第26号）」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後の秋田市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。



秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第16号

秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第276条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第23条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際

の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第28条第3項第2号の2中「口腔機能」を「口腔機能<sup>くわう</sup>」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第43条ただし書および第49条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第53条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第57条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第53条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その

際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第60条ただし書および第100条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第104条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第111条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第104条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録  
第114条中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第132条ただし書および第148条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第154条第4項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業

者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第165条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第166条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第173条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第178条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第183条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第189条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「および入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

第190条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号および第4号」を「前項第2号および第3号」に改める。

第191条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第193条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2号中「もしくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第202条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条中「および第165条」を「、第165条および第165条の2」に改める。

第206条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための

場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号アの(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害

に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備



a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号アの(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第208条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第213条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第214条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第217条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アおよび第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第236条において準用する第165条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っている

こと。

- (4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

第218条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第227条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第227条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第233条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第235条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第236条中「および第158条」を「、第158条および第165条の2」に改める。

第240条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第246条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第249条第1項中「介護保険法施行令」の次に「（平成10年政令第412号）」を加える。

第250条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第254条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第254条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具

(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第255条第1項中「内容」の次に「、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期」を加え、同条中第6項を第8項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第260条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第261条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第

7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第254条第7号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録第267条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第272条中第4号を第8号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の3号を加える。

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第272条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第273条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第274条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第272条第7号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第276条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第2条 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第65条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第71条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その

際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第80条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第84条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第85条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師および理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第87条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同



項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第84条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第94条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第94条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第94条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第96条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第94条第1項第5号、第2項第4号および第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第136条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第139条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第140条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たって

は、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第144条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第139条第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第190条第1項第1号中「秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項および附則第3項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（新条例第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）、第39条の2（新条例第97条において準用する場合に限る。）および第95条の規定の適用については、新条例第3条第3項および第39条の2中「講じなければ」とあるのは

「講ずるよう努めなければ」と、新条例第95条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第31条の2（新条例第97条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、新条例第31条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第33条第3項（新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（新条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条および第247条において準用する場合を含む。）および第260条第3項（新条例第264条および第275条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第154条第6項（新条例第180条の3および第187条において準用する場合を含む。）、第173条第8項、第193条第6項および第208条第8項の規定の適用について

は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第165条の2（新条例第180条、第180条の3、第187条、第203条（新条例第215条において準用する場合を含む。）および第236条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第165条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(口腔<sup>くわう</sup>衛生の管理に係る経過措置)

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第227条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第17号

秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第49条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第50条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第266条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第54条の4第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条に

において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第55条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第58条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第58条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第86条第1号中「第3条」を「第3条第1項」に改め、「担当職員」の次に「および同条第2項に規定する介護支援専門員」を、「等をいう」の次に「。第250条第4号および第264条第3号において同じ」を加える。

第124条第3項中「口腔機能」を「口腔<sup>くう</sup>機能」に改める。

第130条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させる

ことができる」に改める。

第136条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第139条第2項中「第3条」を「第3条第1項」に改め、「担当職員」の次に「および同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第140条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第140条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第141条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第157条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニ



ット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第167条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第173条第1項第2号を削り、同項第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、「および入院患者」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

第174条第1項第2号を削り、同項第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「前項第3号および第4号」を「前項第2号および第3号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第175条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第177条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第179条第2号中「もしくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を削り、「療養病床又は老人性認知症疾

患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第180条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第181条中「および第140条」を「、第140条および第140条の2」に改める。

第191条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設および設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に規定する設備」を「から第4項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護

予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。  
ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号アの(イ)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニットおよび浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室および浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

- a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- c 必要な設備および備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(エ) 便所

- a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅

1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室

機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械および器具を備えること。

エ 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号アの(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設および設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。

第194条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。第195条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第203条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アおよび第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第217条において準用する第140条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 介護予防特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担

軽減を図る取組により介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

第204条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第210条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第210条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第214条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
  - (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
  - (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同

じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第216条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第217条中「第54条の2の2、第54条の4」の次に「から第54条の8まで、第54条の10」を加え、「(第54条の9第2項を除く。)」を削り、「および第139条の2」を「、第139条の2および第140条の2」に改める。

第228条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第233条第2項第2号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第234条中「第54条の2の2、第54条の4」の次に「から第54条の8まで、第54条の10」を加え、「(第54条の9第2項を除く。)」を削り、「第211条までおよび」を「第210条まで、第211条および」に改める。

第238条第1項中「介護保険法施行令」の次に「(平成10年政令第412号)」を加える。

第239条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第246条第1項中「認められる重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定



する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第247条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第250条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録  
第250条中第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第250条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第8条の2第10項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具および同条第11項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法

士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第251条第1項中「期間」の次に「、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第256条ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第261条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第264条第8号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第264条中第5号を第9号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

(6) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者

又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(8) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第264条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見および利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第265条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第266条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第2条 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第65条第1項中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にあり」を削り、「従事することができるものとする」を「従事させることができる」に改める。

第73条第2項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8

号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第76条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第76条第15号中「および第10号」を「、第9号および第12号」に改め、同号を同条第17号とし、同条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第77条第4項中「前条第15号」を「前条第17号」に改める。

第79条第3項中「に規定する人員」を「から第3項までに規定する人員」に、「、第1項」を「、前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号。第117条第4項および第174条第1項第1号において「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号。第117条第4項および第174条第1項第4号において「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすこ

とができる。

第83条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第86条第11号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第86条第14号中「第12号」を「第15号」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第13号を第16号とし、第9号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第86条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師および理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第92条第2項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第95条第1項第4号、第2項第4号および第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第95条第1項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第2項中第7号を第9号とし、第3号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第95条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第117条第4項中「第3項」を「第4項」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加え

る。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第122条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第125条第11号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第125条第13号中「第11号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号を第15号とし、第9号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、第8号を第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第125条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把

握しなければならない。

第174条第1項第1号中「秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項（新条例第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）、第54条の10の2（新条例第93条において準用する場合に限る。）および第91条の規定の適用については、新条例第3条第3項および第54条の10の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、新条例第91条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

附則第4項を次のように改める。



(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第54条の2の2（新条例第93条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、新条例第54条の2の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年6月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第54条の4第3項（新条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（新条例第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）、第217条および第234条において準用する場合を含む。）および第246条第3項（新条例第253条および第262条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第136条第3項（新条例第159条、第164条の3および第171条において準用する場合を含む。）および第177条第3項（新条例第196条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第140条の2（新条例第159条、第164条の3、第171条、第181条（新条例第196条において準用する場合を含む。）および第217条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第140条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第210条の2の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第18号

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「平成24年秋田市条例第75号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。」を加え、「同条例第152条第4項」を「同項」に改め、同条に次の3項を加える。

11 指定介護老人福祉施設（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(平成24年秋田市条例第72号) 第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下この項および次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第76号)第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士もしくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第24条の2中「医師」の次に「および第33条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者の」を「入所者の病状の急変等に備える」に、「協力病院」を「、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に行うなければならない。

第42条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定

による」に改める。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第33条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第40条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第19号

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第3号を次のように改める。

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第54条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第18条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該



各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該介護老人保健施設に係る許可を行った市長に届け出なければならぬ。
- 3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同

条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第51条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第54条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第33条第1項(新条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適

用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

- 3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第34条第3項（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第39条の3（新条例第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第39条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第20号

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第8条ただし書中「、管理者は」を削り、「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に改め、「ものとする」を削る。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得

ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とする。

第49条ただし書中「、管理者は」および「同一敷地内の」を削り、「従事する」を「従事させる」に改める。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号と

し、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4ただし書中「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に改め、「ものとする」を削る。

第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第60条の24第1項ただし書中「、管理者は」を削り、「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に改め、「ものとする」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5

号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項ただし書中「、管理者は」を削り、「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に改め、「ものとする」を削る。

第66条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第67条第1項ただし書中「、管理者は」を削り、「従事し、」を「従事させ、」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に、「従事しても」を「従事させても」に改める。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の

利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第1項中「および次条」を削る。

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第84条第3項中「第113条」の次に「、第193条第3項」を加える。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体的拘束等」を「前号の身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。



ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第107条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第112条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療

機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「および第105条」を「、第105条および第107条の2」に改める。

第131条第7項第3号を削り、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全およびケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減および勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 複数の種類の介護機器を活用していること。

(3) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保および職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条ただし書中「、管理者は」を削り、「従事し」を「従事させ」に改め、「同一敷地内にある」を削り、「従事する」を「従事させる」に改め、「ものとする」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「および第100条」を「、第100条および第107条の2」に改める。

第152条第8項第4号中「もしくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第153条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第166条の2中「医師」の次に「および第173条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第167条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第168条第5号および第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第173条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者の」を「入所者の病状の急変等に備える」に、「協力病院」を「、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号

の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第173条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第177条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第178条中「および第60条の17第1項から第4項まで」を「、第60条の

17第1項から第4項までおよび第107条の2」に改める。

第188条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第190条中「第4項まで」の次に「、第107条の2」を加える。

第191条中「介護保険法施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第192条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第193条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

第198条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話および機能訓練ならびに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1項を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第202条第2項第3号および第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条中「および第107条」を「、第107条および第107条の2」に改める。

第204条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第35条第3項（新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第93条第7号および第198条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第107条の2（新条例第129条、第150条、第178条、第190条および第203条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第107条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

5 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第173条第1項（新条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第21号

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（、「附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法」および「をいう。第44条第6項において同じ。））」を削る。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。））」に改める。



第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることが

できる。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」および「もしくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の

5 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「および第61条」を「、第61条および第63条の2」に改める。

第91条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（重要事項の揭示に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第32条第3項（新条例第65条および第86条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第63条の2（新条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第63条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第22号

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。た

だし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合その他のやむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章および次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第11条の見出しを「（利用料等の受領）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合は、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置

者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第31条第29号の規定を除く。）」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第31条第2号の2および第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第16号ア中「およびサービスの評価期間が終了する月ならびに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中ウをオとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行

うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月および利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合は、その求めに応じなければならない。

第34条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市



指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第22条第3項（同条例第33条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第23号

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第3条第2項中「数が35」を「数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項および第14条第26号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用および管理を行う指定居宅介護支援事業者および指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に

規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第4条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第8項を第9項とし、同条第7項中「、第4項」を「、第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第32条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与および地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合および前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごと

の回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第14条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第14条第14号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。

第14条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第14条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例第23条第3項（同条例第31条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第24号

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（平成30年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において、診療を行

う体制を常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第34条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 介護医療院は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該介護医療院に係る許可を行った市長に届け出なければならない。
- 3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第55条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市介護医療院の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

3 施行日から令和7年3月31日までの間、新条例第35条第3項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)



4 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第40条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第40条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第25号

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第77号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第11条に次の2項を加える。

- 8 特別養護老人ホーム（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項および次項において同じ。）に秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第72号）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第22条の2中「医師」の次に「および第27条第1項に規定する協力医療機関の協力を得て、当該医師および当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師および協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第23条第2項中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第27条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第2章中第31条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催しなければならない。

第40条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第42条中「第31条の2」を「第31条の3」に改める。

第45条第11項中「秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第71号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)」第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第72号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)」第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。))」を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第12項中「秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第75号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))」を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第76号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）を「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」に改める。

第48条中「、第31条および第31条の2」を「および第31条から第31条の3まで」に、「から第31条の2」を「から第31条の3」に改める。

第52条中「、第31条の2」を「から第31条の3まで」に、「から第31条の2」を「から第31条の3」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第27条第1項（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（入所者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和9年3月31日までの間、新条例第31条の3（新条例第42条、第48条および第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第31条の3中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第26号

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第12条第5項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第25条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者の」を「入所者の病状の急変等に備える」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書および各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保し

ていること。

第25条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 養護老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。
- 3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例第25条第1項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。



秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第27号

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号中「第17条第3項に規定する」を「第17条第4項の規定による」に改め、同項第4号中「苦情」を「規定による苦情」に改め、同項第5号中「第33条第2項の」を「第33条第3項の規定による」に改め、「の同条第3項」を削る。

第11条第4項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談への対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第34条第1項中「、交付」および「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第16項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例第28条第3項（同条例附則第30項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第28号

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第148条の4」を「第148条の5」に改める。

第2条第17号中「、指定通所支援基準条例第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第6条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第7条中「重度訪問介護に」の次に「係る指定障害福祉サービスの事業に」を加える。

第25条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第26条第2項中「当該居宅介護計画を」の次に「利用者およびその同居の家族ならびに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の

26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に」を加え、同条第3項中「サービス提供責任者は、」の次に「第1項の」を加える。

第30条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第45条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第48条第2項中「重度訪問介護に」の次に「係る基準該当障害福祉サービスの事業に」を加える。

第50条第7項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同条第8項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に改める。

第58条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第59条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「および指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「および当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難

を抱える場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。  
第60条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第79条第1項第2号および第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第86条の2第1項中「障害者就業・生活支援センター」の次に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第94条の4第1号および第2号中「第148条の3」を「第148条の4」に改める。

第105条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第119条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の次に「利用者およびその同居の家族ならびに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第122条中「、第29条」を「から第30条まで」に改める。

第142条第1項第1号および第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第148条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第8章第5節中第148条の4を第148条の5とし、第148条の3を第148条の4とし、第148条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第148条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第149条第2号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数および共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第149条中「第205条」を「第149条の3に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）および第205条」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業者等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2号中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第3号中「の従業者」を「又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加える。

第149条の2の次に次の1条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第149条の3 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者および次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員が1以上確保されていること。



イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護職員もしくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第158条および第171条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第176条第2項中「（昭和35年法律第123号）」を削る。

第189条中「第146条」の次に「、第179条第6項」を加え、「第180条第1項」を「第179条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第188条第1項の工賃」と、第180条第1項」に改める。

第193条中「第146条」の次に「、第179条第6項」を加え、「第180条第1項」を「第179条第6項中「賃金および第3項に規定する工賃」とあるのは「第192条第1項の工賃」と、第180条第1項」に改める。

第193条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第193条の7中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第193条の14第1項第2号中「利用者の数の」を「場合の」に改め、同号アおよびイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1 以上

(イ) 利用者の数が31以上 1 に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

第193条の14中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第193条の17を次のように改める。

## 第193条の17 削除

第193条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に改め、「より」の次に「、又はテレビ電話装置等を活用し」を加える。

第193条の20中「第59条中」を「第58条第1項中「次条第1項」とあるのは「第193条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第59条中」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第194条中「又は食事」を「もしくは食事」に改め、「効果的に」の次に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行および移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第197条の2第3項中「援助を」の次に「行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」を加える。

第197条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第197条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第197条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第197条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者ならびに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条および第200条の2の9において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第199条の4に次の2項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第200条中「、第75条」を削る。

第200条の2中「入浴、排せつ、」を「相談、入浴、排せつもしくは」

に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の2の2中「又は食事」を「もしくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の2の9の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「協議会等における」を加え、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「等を報告し」を「および第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等の報告をし」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、

適用しない。

第200条の2の10中「、第75条」を削る。

第200条の2の11中「相談その他の日常生活上の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の3中「又は食事」を「もしくは食事」に改め、「の援助」の次に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行および移行後の定着に必要な援助」を加える。

第200条の12中「、第75条」を削り、「第197条の6まで、第198条、第198条の2」を「第198条の2まで」に改める。

第201条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第67条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第206条第1項第3号および第2項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第207条ただし書中「職務に」の次に「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に」を加える。

第209条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第210条第1項中「第148条の4」を「第148条の5」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例第197条の7（同条例第200条の12において準用する場合を含む。以下同じ。）および第200条の2の9の規定の適用については、同条例第197条の7第2項および第3項ならびに第200条の2の9第2項および第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」

と、同条例第197条の7第4項および第200条の2の9第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第29号

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第4条第1項第2号および第4号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第3項中「もしくは作業療法士」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士」に改め、同項第1号ならびに同条第4項第1号および第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語



聴覚士」に改め、同条第6項中「もしくは作業療法士」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士」に改め、同項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第25条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第26条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第27条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第26条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「および当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「および当該利用者」を、「関係者」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。第27条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第27条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第27条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な

確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第26条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第50条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(地域との連携等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市指定障害者支援施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第27条の2の規定の適用については、同条第2項および第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第27条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第30号

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成17年法律第123号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「および当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同

じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「および当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号および第4項ならびに第52条第1項第2号および第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条および第60条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条第1項中「就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)」を「就労移行支援事業所」に改める。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改め、「第37条ただし書および」を削る。

第88条中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第66条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第31号

#### 秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第2項第2号および第4号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第4項中「又は作業療法士、」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士又は」に改め、同項第1号ならびに同条第5



項第1号および第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第7項中「もしくは作業療法士」を「、作業療法士もしくは言語聴覚士」に改め、同項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重および意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「および当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「および当該利用者」を、「関係者」の次に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思および選好ならびに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第20条に次の1項を加える。

- 2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合は、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者およびその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者ならびに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）（以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況の報告をするとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 3 障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

- 4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

- 5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価および当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握および利用者の当該障害者支援施設以外におけ

る指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(地域との連携等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の秋田市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第20条の2の規定の適用については、同条第2項および第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。  
(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第32号

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第66条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第67条・第68条）を「第3章

第3節 設備に関する基準（第69条）

第4節 運営に関する基準（第70条—第76条）」

削除」に改める。

第2条第2項第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第5号中「、第66条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第4条中「指導および訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第6条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治

療を行う場合は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第6条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項まで」を「、第2項および第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外の」に改める。

第9条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「および便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合は、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第10条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に掲げる設備を除き」を加える。

第11条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第23条第2項中「とき」を「場合」に、「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第24条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第25条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「および肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第26条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第5項中「前項の評価および改善の内容を」を「自己評価および保護者評価ならびに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条および次条において同じ。）の確保ならびに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価およびその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第26条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をで

きる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

第26条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加および包摂の推進）

第26条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加および包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第27条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢および発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「および当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第28条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児および通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第30条の見出しを「（支援）」に改め、同条第1項および第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第35条中「又は特例障害児通所給付費」を「もしくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。



第39条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第40条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第42条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第60条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

### 第3章 削除

第66条から第76条まで 削除

第77条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導および訓練」を「支援」に改める。

第80条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第86条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第90条第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「および知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「および当該障害児の訓練等」を「ならびに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に、「職業訓練又は」を「職業訓練もしくは」に改める。

第96条中「第4項および第5項を除く。）」を「第6項および第7項を除く。）」、第26条の2」に、「、第49条、第50条」を「から第50条まで」に、「、第52条から第54条までおよび第75条」を「および第52条から第54条まで」に、「読み替える」を「、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第101条中「および第5項を除く。）」を「を除く。）」、第26条の3」

に、「第49条、第50条」を「から第50条まで」に改め、「第75条」を削り、「第43条第1項」を「第26条第6項中「を受けて」とあるのは「および当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児およびその保護者」とあるのは「障害児およびその保護者ならびに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価および保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価および訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者および訪問先施設に示す」と、第27条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性およびインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者および当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第43条第1項」に改め、「勤務体制」と」の次に「第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第102条第1項中「第3項および第6項」を「第4項および第5項」に改め、「第67条」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第67条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、ならびに同条第2項および第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第104条第1項中「第70条」を削り、同条第2項中「第70条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第3項および第4項中「第70条」を削る。

第105条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第76条」を削り、同条第2項中「指定障害児通

所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所および同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第6条および第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第6条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所および同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 5 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新条例第26条の2（新条例第58条、第62条、第83条、第84条、第88条

および第96条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新条例第26条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定障害児通所支援事業者の指定等の申請者に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第34号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

第30条中「ついて」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第33条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

秋田市民交流プラザ条例（平成16年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 子育て交流室

第3条第6号中「、家庭」を削り、同条第7号中「子ども未来センター」を「子育て交流室」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市小児慢性特定疾病審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

秋田市小児慢性特定疾病審査会条例の一部を改正する条例

秋田市小児慢性特定疾病審査会条例（平成26年秋田市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第8条中「子ども未来部子ども健康課」を「子ども家庭センター子ども健康課」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市条例第37号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「が、当該特定教育・保育施設の同号」を削り、「総数が、当該特定教育・保育施設の同条第1号」を「総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利

用定員の総数」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中第52号を第54号とし、第51号の次に次のように加える。

(52) 政令第137条の12第6項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替における建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料	27,000円
(53) 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る特例の認定の申請に対する審査	既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替における道路内の建築に関する制限の適用除外に係る特例認定申請手数料	27,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第4条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第6第3号のオ中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）  
の一部を次のように改正する。

別表第3中「425.7ヘクタール」を「337.1ヘクタール」に、「12,488  
人」を「10,518人」に、「2,578.8立方メートル」を「2,046.9立方メー  
トル」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第43号

秋田市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 秋田市上新城農業集落排水施設の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の秋田市農業集落排水施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（秋田市上新城農業集落排水施設に係るものに限る。）は、秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日に秋田市農業集落排水施設（秋田市上新城農業集落排水施設に限る。）を使用していた者で施行日以後引き続き公共下水道として使用しているもの（水道水を使用しているものに限る。）に係る施行日から施行日以後初めて汚水量の算定を行う日までの期間については、施行日以後引き続き秋田市農業集落排水施設を使用しているものとみなして使用料を算定する。



秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市水道事業給水条例および秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

- (1) 秋田市水道事業給水条例（昭和35年秋田市条例第8号）第7条第1項および第37条第2項ただし書
- (2) 秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）第5条および第23条第2項ただし書

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の2中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同条を附則第6条の2の2とし、附則第6条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第6条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項および次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4

項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

- 3 第1項の規定は、令和6年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第46号

### 秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の5の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第6条の5の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項および第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条および附則第6条の5の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第6条第2項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の3第1項、前条および附則第6条の7の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第2項、第33条の5の5第1項および前条の規定の適用については、第27条の6第2項および前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項および第5条の8第6項」と、第33条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第6条の5の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第6条の5の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の各納期の納付額に関する特例)

第6条の5の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条および第32条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項および次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納

税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては  
ないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項および  
次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第  
1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個  
人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に  
規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」とい  
う。）および同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項におい  
て「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別  
税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以  
上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗  
じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載  
すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてはな  
いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の  
分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個  
人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期にお  
いてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別  
税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて  
得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべ  
き各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期にお  
いてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る  
個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収  
に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第33条の5第1項の規  
定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除  
く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合につい  
ては、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特  
例）

第6条の5の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第6条の5の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。）の合算額（以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額（以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）ならびに第33条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の

支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期



における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別

徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の5の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はなしとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の5の5第2項の規定により読み替えられた第33条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の5の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の5の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項および第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第6条第2項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の3第1項、附則第6条の5の4および附則第6条の7の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条の6第2項中「前条」を「附則第6条の5の4」に改め、同条第3項中「第27条の8第1項」の次に「、附則第6条の5の5第1項および前条」を加え、「同項」を「第27条の8第1項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、附則第6条の5の5第1項中「前条および」とあるのは「前条、附則第6条の6第2項および」と、前条中「附則第6条の5の4および」とあるのは「附則第6条の5の4、次条第2項および」とする」に改める。

附則第6条の9の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第6条の10の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第7条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」および「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項および第3項中「令和4年度分および令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項および第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第7条の3中「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」および「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第13条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の2第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用について

ては、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用につい

ては、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 30 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部  
を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年  
秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 中 「令和 6 年 3 月 31 日」 を 「令和 9 年 3 月 31 日」 に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第18条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第11号

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和元年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 条例第21条の規定により勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員の範囲は、給与条例施行規則第21条および第22条の規定の例による。この場合において、同条第1項の規定の例により勤勉手当を支給しない会計年度任用職員は、同項各号に掲げるもののほか、条例第21条第1項から第3項までに規定する会計年度任用職員のうち、基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したことによりその退職し、又は死亡した日までの任期が6箇月に満たないこととなったものとする。

第22条中「に1円」を「もしくは勤勉手当基礎額に1円」に改める。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規則の一部  
を改正する規則

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規則（令和元年  
秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「期末手当」の次に「および勤勉手当」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第13号

### 秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成 9 年秋田市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 44 条の 3」を「第 44 条の 2」に改める。

第 1 条中「第 173 条の 3」を「第 173 条の 6」に改める。

第 43 条の 2 第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により告示したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。同条第 4 項および法第 231 条の 2 の 7 第 2 項の規定により告示したときも、同様とする。

第 44 条の見出しを「（徴収又は収納に関する事務取扱者の指定の手続等）」に改め、同条第 1 項および第 2 項を次のように改める。

市長は、歳入の徴収又は歳入等（法第 231 条の 2 の 2 に規定する歳入等をいう。以下同じ。）の収納に関する事務について、法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

- 2 市長は、収入事務受託者（法第 243 条の 2 第 2 項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）のうち、歳入の徴収又は歳入等の収納に関する事務の委託を受けたものをいう。以下同じ。）について、同項の規定により告示したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。同条第 4 項および法第 243 条の 2 の 3 第 2 項の規定により告示したときも、同様とする。

第 44 条の 2 を削る。

第44条の3第1項から第3項までを削り、同条第4項中「第1項又は第2項の」を「収入事務受託者について、法第243条の2第8項の規定による」に改め、同項を同条とし、同条を第44条の2とする。

第47条第1項中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第53条第3項中「電磁的記録」の次に「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」を加える。

第73条第4号中「子ども・子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加える。

第78条を次のように改める。

（支出に関する事務取扱者の指定の手続等）

第78条 市長は、歳出の支出に関する事務について、法第243条の2第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

2 市長は、支出事務受託者（指定公金事務取扱者のうち、歳出の支出に関する事務の委託を受けたものをいう。以下同じ。）について、法第243条の2第2項の規定により告示したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。同条第4項および法第243条の2の3第2項の規定により告示したときも、同様とする。

3 市長は、支出事務受託者に対し、契約の定めるところにより資金を交付しなければならない。

4 第44条の2の規定は支出事務受託者の検査について、第69条から第71条までの規定は支出事務受託者の資金の支払および精算について、それぞれ準用する。

第95条第1項中「第165条の5」を「第165条の4」に改める。

第137条第2項中「附則第3条第3項各号」を「附則第3条第2項各号」に改める。

第170条第1項中「第165条の6第2項」を「第165条の5第2項」に改め、同条第2項中「第165条の6第3項」を「第165条の5第3項」に改める。

第245条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2の2第1項第1号」を「第243条の2の8第1項第1号」に改める。

第246条中「第243条の2の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」に改める。

第247条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

別表第1の2負担金、補助及び交付金の項中「介護保険法」の次に「（平成9年法律第123号）」を加え、「第115条の47第6項」を「第115条の47第7項」に改め、「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「（昭和57年法律第80号）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項又は地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定が適用される場合におけるこれらの規定に規定する従前の公金事務に関しては、なお従前の例による。

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第14号

秋田市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市学校給食費に関する条例施行規則（平成28年秋田市規則第64号）  
の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、  
附則に次の1項を加える。

（令和6年度における学校給食費の額の特例）

- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施する学校給食  
に係る学校給食費の額に関する第3条の規定の適用については、同条第  
2項第1号中「315円」とあるのは「287円」と、同項第2号中「370  
円」とあるのは「340円」と、同条第3項中「前項」とあるのは「附則  
第2項の規定により読み替えられた前項」と、同条第4項中「前2項」  
とあるのは「附則第2項の規定により読み替えられた前2項」とする。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第7条の表第2号および第6号中「22,436円」を「21,314円」に改める。  
附則に次の1項を加える。

8 条例附則第19項の規則で定める日は、令和6年3月31日とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市介護保険条例施行規則第7条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料の減免から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料の減免については、なお従前の例による。

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「令第137条の16」を「令第137条の12第6項もしくは第7項又は令第137条の16第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 21 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第17号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 6 条 第 1 項 の 表 子 ども 未 来 部 の 項 中

施設指導室

子ども健康課

を 「 子ども福祉課 」

に改め、同表都市整備部の項中「住宅整備課」を「住宅政策課」に改める。

第 9 条 第 1 項 人 事 課 の 項 中 第 21 号 を 第 22 号 と し、 第 9 号 から 第 20 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 下 げ、 第 8 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(9) 秋田市職員退職手当基金の管理に関する事。

第 12 条 第 1 項 市 民 課 の 項 中 第 11 号 を 削 り、 第 12 号 を 第 11 号 と し、 第 13 号 から 第 24 号 ま で を 1 号 ず つ 繰 り 上 げ る。

第 13 条 第 1 項 福 祉 総 務 課 の 項 中 第 21 号 を 第 22 号 と し、 第 20 号 を 第 21 号 と し、 第 19 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(20) 災害弔慰金等支給審査委員会に関する事。

第 13 条 第 2 項 中 「 ま で 」 の 次 に 「 お よ び 第 20 号 」 を 加 え る。

第 13 条 の 2 子 ども 総 務 課 の 項 中 第 5 号 を 削 り、 第 4 号 を 第 5 号 と し、 第 3 号 を 第 4 号 と し、 第 2 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

(3) こども基本法（令和 4 年法律第77号）に基づくこども計画に関する

こと。

第13条の2子ども総務課の項第6号から第9号までを次のように改める。

(6) 教育・保育施設および地域型保育事業の認可等ならびに子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

(7) 教育・保育施設および地域型保育事業ならびに子ども・子育て支援施設等の指導監査に関すること。

(8) 母子生活支援施設の設置認可に関すること。

(9) 母子生活支援施設の指導監査に関すること。

第13条の2子ども育成課の項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 子どものための教育・保育給付に関すること。

第13条の2子ども育成課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条施設指導室の項を次のように改める。

子ども福祉課

(1) 助産施設および母子生活支援施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 児童扶養手当に関すること。

(3) 母子父子寡婦福祉資金に関すること。

(4) 児童手当に関すること。

(5) 子どもの福祉医療に関すること。

(6) 児童館に関すること。

(7) 放課後子ども教室および放課後児童クラブに関すること。

(8) 課の予算経理に関すること。

第13条の2子ども健康課の項を削る。

第17条建築指導課の項第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条住宅整備課の項中「住宅整備課」を「住宅政策課」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 空き家対策に関すること。

第34条の5および第34条の6を次のように改める。

(子ども家庭センター)

第34条の5 児童および妊産婦の福祉等に関する事務を処理するため、秋田市子ども家庭センター（以下「子ども家庭センター」という。）を秋田市八橋南一丁目8番3号に設置する。

2 子ども家庭センターは、子ども未来部に所属する機関とし、子ども家庭センターに次の課を置く。

子ども健康課

子育て相談支援課

(子ども家庭センターの課の分掌事務)

第34条の6 子ども家庭センターの課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

子ども健康課

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 小児慢性特定疾病医療支援に関すること。
- (3) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- (4) 不妊治療費助成事業に関すること。
- (5) 課の予算経理に関すること。

子育て相談支援課

- (1) 子どもおよび家庭の総合相談に関すること。
- (2) 要保護児童対策に関すること。
- (3) 女性相談に関すること。
- (4) 地域の子育て支援に関すること。
- (5) 子育ておよび自立支援に係る情報の提供に関すること。
- (6) 青少年の健全育成に関すること。
- (7) 少年指導センターに関すること。
- (8) 子ども広場に関すること。
- (9) 子育て交流室に関すること。
- (10) 課の予算経理に関すること。

第34条の8中「子ども未来部子ども育成課」を「子ども未来部子ども福祉課」に改める。

第34条の9第2項中「子ども未来部子ども未来センター」を「子ども家庭センター子育て相談支援課」に改める。

第35条の見出しを「（公設地方卸売市場の組織）」に改め、同条中「秋田市中央卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）」を「秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）」に、「中央卸売市場は」を「公設地方卸売市場は」に、「中央卸売市場に」を「公設地方卸売市場に」に改める。

第36条第1号中「中央卸売市場」を「公設地方卸売市場」に改め、同条第2号中「（中央卸売市場の市場施設に限る。以下同じ。）の維持管理」を「の管理（指定管理者が行うものを除く。）」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「場内営業許可」を「場内営業の承認」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「中央卸売市場運営協議会」を「公設地方卸売市場運営協議会」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「中央卸売市場取引委員会」を「公設地方卸売市場取引委員会」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条第11号中「および」を「の許可および」に、「許可」を「承認」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削る。

第37条を次のように改める。

#### 第37条 削除

第40条の4第1号中「運営および施設の管理」を「施設の管理（指定管理者が行うものを除く。）」に改める。

第47条第1項の表第2号中「中央卸売市場」を「公設地方卸売市場」に

改め、同表中

5	市民サービスセンター 所長	市民サービスセンター
---	------------------	------------

を

5
5の2

市民サービスセンター 所長	市民サービスセンター
子ども家庭センター所長	子ども家庭センター

に改め、同表第8号中「、子ども未

来センター」を削り、同条第2項の表第1号の4の次に次のように加える。

1の5	卸売市場再整備担当部長	公設地方卸売市場	上司の命を受けて、公設地方卸売市場の再整備に関する事務を掌る。
-----	-------------	----------	---------------------------------

第47条第2項の表第7号中「、子ども未来センター」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

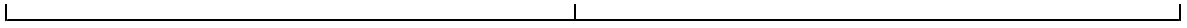
2 令和6年3月31日において、次の表の左欄に掲げる職を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる職に命じられたものとする。

左 欄	右 欄
子ども未来部子ども健康課参事	子ども家庭センター子ども健康課参事
子ども未来部子ども健康課副参事	子ども家庭センター子ども健康課副参事
子ども未来部子ども健康課主席主査	子ども家庭センター子ども健康課主席主査
子ども未来部子ども健康課主査	子ども家庭センター子ども健康課主査

子ども未来部子ども健康課主任	子ども家庭センター子ども健康課主任
子ども未来センター主席主査	子ども家庭センター子育て相談支援課主席主査
子ども未来センター主査	子ども家庭センター子育て相談支援課主査
子ども未来センター保育主査	子ども家庭センター子育て相談支援課保育主査
子ども未来センター主任	子ども家庭センター子育て相談支援課主任
中央卸売市場市場管理室長	公設地方卸売市場市場管理室長
中央卸売市場市場管理室主席主査	公設地方卸売市場市場管理室主席主査
中央卸売市場市場管理室主査	公設地方卸売市場市場管理室主査
中央卸売市場市場管理室主任	公設地方卸売市場市場管理室主任
住宅整備課副参事	住宅政策課副参事
住宅整備課主席主査	住宅政策課主席主査
住宅整備課主査	住宅政策課主査
住宅整備課主任	住宅政策課主任

- 3 令和6年3月31日において、次の表の左欄に掲げる課、室又は所に勤務を命じられていた職員は、別に辞令を発せられないときは、同年4月1日をもってそれぞれ同表の右欄に掲げる課又は室に勤務を命じられたものとする。

左欄	右欄
子ども未来部子ども健康課	子ども家庭センター子ども健康課
子ども未来センター	子ども家庭センター子育て相談支援課
中央卸売市場市場管理室	公設地方卸売市場市場管理室
住宅整備課	住宅政策課



給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第18号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和34年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、保健所、食肉衛生検査所又は大森山動物園に勤務する職員で」を削り、「もの」を「職種の職員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部  
を次のように改正する。

第2条の表子ども未来センターの項を次のように改める。

子育て交流室	午前9時から午後5時 まで	12月29日から翌年の1 月3日までの日
--------	------------------	-------------------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第20号

### 秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表豊岩地区コミュニティセンターの項、岩見三内連絡所の項および岩見三内保育所の項中「200円」を「100円」に改め、同表八橋児童館の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同表広面児童館の項中「1,000円」を「1,100円」に改め、同表城東消防署の項中「1,500円」を「1,600円」に改め、同表八橋陸上競技場の項および八橋硬式野球場の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同表八橋球技場の項中「1,300円」を「1,400円」に改め、同表保戸野小学校の項中「1,400円」を「1,600円」に改め、同表川尻小学校の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同表旭川小学校の項中「700円」を「800円」に改め、同表土崎小学校の項中「900円」を「800円」に改め、同表豊岩小学校の項中「200円」を「100円」に改め、同表下北手小学校の項中「300円」を「200円」に改め、同表下浜小学校の項中「200円」を「100円」に改め、同表八橋小学校の項中「1,200円」を「1,300円」に改め、同表東小学校の項および泉小学校の項中「1,400円」を「1,600円」に改め、同表岩見三内小学校の項中「200円」を「100円」に改め、同表秋田東中学校の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同表下北手中学校の項を削り、同表城東中学校の項中「1,300円」を「1,500円」に改め、同表泉中学校の項中「1,400円」を「1,500円」に改め、同表

岩見三内中学校の項中「200円」を「100円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月14日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委規則第1号

秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する規則  
秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則（昭和58年秋田市教委規則  
第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市立下北手小学校等共同調理場の項中「、太平小学校および下北手中学校」を「および太平小学校」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和6年3月14日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市教委規則第2号

秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する指針を踏まえ、市立の小学校、中学校および高等学校の法第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が正規の勤務時間およびそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 秋田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の在校等時間（当該教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次に定める時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量

の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に定める時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。この場合において、1年のうち1箇月における教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が45時間を超える月数については、6箇月以内とするものとする。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月および5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における1箇月当たりの平均時間について80時間

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年8月31日までの間における第2条第2項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（令和6年4月以後の期間に限る。）」とする。

公益的法人等への職員派遣等に係る秋田市公営企業職員の給与の特例に関する規程をここに公布する。

令和6年3月19日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

## 秋田市上下水道局管理規程第1号

公益的法人等への職員派遣等に係る秋田市公営企業職員の給与の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）第19条の規定に基づき、公益的法人等に派遣される秋田市上下水道局職員の給与の特例について、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第2条 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号。以下「派遣条例」という。）第6条、第7条および第16条から第18条までの規定は、秋田市上下水道局職員について準用する。この場合において、派遣条例第6条中「規則で定める」とあるのは「管理者が定める」と、派遣条例第7条第1項中「秋田市職員の退職手当に関する条例」とあるのは「秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）第15条で準用する秋田市職員の退職手当に関する条例」と、派遣条例第16条および第18条第3項中「規則で定める」とあるのは「管理者が定める」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

- 2 第2条の規定により準用される派遣条例第16条から第18条までの規定は、令和6年3月31日以後に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第1項の管理者の要請に応じて退職した者について適用する。



秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 22 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

秋田市上下水道局管理規程第 2 号

秋田市上下水道局分課および処務規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局分課および処務規程（昭和31年秋田市水道ガス局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表下水道施設課の項中「管理係」を削る。

第 3 条第 1 項下水道整備課の項第 3 号中「下水道施設」を「下水道管きょおよび下水道設備」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（8） 農業集落排水施設の機能強化に関すること。

第 3 条第 1 項下水道施設課の項第 4 号を削り、同項第 5 号中「管路」を「管きょ」に改め、「および機能強化」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項中第 6 号を第 5 号とする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 3 月 26 日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

### 秋田市上下水道局管理規程第 3 号

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成 4 年秋田市水道事業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「（会計年度任用職員を除く。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 5 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、育児休業条例の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第31号を第32号とし、第14号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 子ども家庭センター所長 組織規則第47条第1項に規定する子ども家庭センター所長をいう。

第3条第1項の表市民サービスセンター所長の項の次に次のように加える。

子ども家庭センター所長	主管課長	参事、課長補佐 又は副参事	主席主査又は主査
-------------	------	------------------	----------

第3条第7項中「中央卸売市場」を「公設地方卸売市場」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項の規定にかかわらず、子ども未来部長が不在のときは、第10条に規定する部長共通専決事項のうち主管に属する事項に限り子ども家庭センター所長が代決することができる。

第10条の2市場長専決事項の項第1号中「せり人の登録および取消しならびに」を削る。

第10条の5の次に次の1条を加える。

(子ども家庭センター所長専決事項)

第10条の6 子ども家庭センター所長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 児童福祉法第10条第1項第4号に規定する計画の作成に関すること。

第11条子ども総務課長専決事項の項を削り、同条子ども育成課長専決事項の項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 施設型給付費等および施設等利用費の支給等に関すること。

第11条子ども育成課長専決事項の項第6号を削り、同条施設指導室長専決事項の項を次のように改める。

子ども福祉課長専決事項

(1) 母子生活支援施設の管理に関すること。

(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく事務処理に関すること。

(3) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関すること。

(4) 児童手当の受給資格および額の認定ならびに支出負担行為および支出命令に関すること。

(5) 子どもの福祉医療の受給資格および医療費給付の審査決定に関すること。

(6) 児童館の管理に関すること。

第11条子ども未来センター所長専決事項の項中「子ども未来センター所長専決事項」を「子育て相談支援課長専決事項」に改め、同条産業企画課長専決事項の項第5号中「および使用許可」を削り、同条中央卸売市場市場管理室長専決事項の項中「中央卸売市場市場管理室長専決事項」を「公設地方卸売市場市場管理室長専決事項」に改め、同条住宅整備課長専決事項の項中「住宅整備課長専決事項」を「住宅政策課長専決事項」に改める。

別表第2の1の表第18号イおよび別表第2の4の表第16号イ中「第115条の47第6項」を「第115条の47第7項」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

秋田市訓令第 3 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 21 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の表第 5 号中「子ども総務課長」を「子ども福祉課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

秋田市消防本部訓令第1号

消 防 本 部  
消 防 署  
消 防 職 員 一 般

秋田市火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月18日

秋田市消防長 工 藤 琢 磨

秋田市火災調査規程の一部を改正する訓令

秋田市火災調査規程（平成20年秋田市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「心得」を「責務」に改める。

第3条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 本部指名調査員 調査業務に必要な知識および技術を有する消防職員のうち消防長が指名するものをいう。

第9条に次の1項を加える。

2 消防長等は、本部調査員および本部指名調査員（以下「本部調査員等」という。）を他の業務に優先して調査業務に従事させるよう努めなければならない。

第11条第1項中「本部調査員」を「、本部調査員等」に改める。

第12条の見出しおよび同条第1項中「本部調査員」を「本部調査員等」に改め、同条第2項中「により」を「による」に、「本部調査員」を「本部調査員等」に改める。

第1章第3節の節名を次のように改める。

第3節 調査員の責務

第16条の見出し中「心得」を「責務」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 本部調査員は、調査体制の整備、調査書類作成の進捗管理等の統括を行うほか、組織全体の調査能力向上のため、調査員の教育および研修に関する計画の立案を行うものとする。
- 3 本部指名調査員は、派遣による調査の調査書類を作成するほか、組織全体の調査能力向上のため、調査員の教育および研修を行うものとする。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。



秋田市告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
中島町内会
- 2 認可年月日  
令和3年10月19日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 鈴木正紀  
秋田市豊岩豊巻字内縄尻267番地6  
変更後 佐藤 正  
秋田市豊岩豊巻字中島87番地
- 4 変更年月日  
令和6年2月4日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第60号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷 龍 二
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 代表取締役 柳 原 知 明
能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋 田 マ サ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八 木 唯 史

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第61号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和4年度分市税督促状（5件）  
令和5年度分市税督促状（575件）

秋田市告示第62号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年3月4日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市仁井田本町一丁目8番18号	石 井 竜 也

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

秋田市告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和6年3月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
セントシ ェアハウ ス株式会 社	みんなのまち 訪問看護ステ ーション	秋田市新屋比内 町22番22号	令和6年2月29日	訪問看護、 介護予防訪 問看護

秋田市告示第64号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から令和6年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和6年3月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として告示された年月日  
令和6年3月5日 秋田県告示第75号
- 2 調査を実施する者の名称  
秋田市
- 3 調査地区
  - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区  
秋田市河辺神内字沢見の一部  
秋田市河辺神内字堂坂の一部  
秋田市河辺神内字鳥井長根の一部
  - (2) 地籍測量・一筆地調査地区  
秋田市河辺神内字沢見の一部
- 4 調査期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年3月7日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
267	中通きょうや薬局	秋田市中通五丁目 5番10号	有限会社京谷 代表取締役 京 谷 裕 之	令和6年 4月1日

秋田市告示第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月7日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・4・19号 二ツ屋山崎線

秋田都市計画道路 3・4・31号 明田外旭川線

秋田都市計画道路 3・5・51号 牛島茨島線

秋田都市計画道路 3・4・69号 手形東通線

2 都市計画を変更した区域

秋田市広面字二ツ屋、字野添、字鬼頭、手形字西谷地、字蛇野、手形山崎町、東通仲町、東通一丁目、東通六丁目、牛島西一丁目、牛島西三丁目、茨島六丁目および茨島七丁目地内

3 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課



秋田市告示第67号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和6年3月7日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および辞退理由
井上佳奈	秋田赤十字病院	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由	令和6年2月4日 県外勤務のため

秋田市告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年3月7日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

S B ペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸一丁目7番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

会計	款	項	目	節	細節
08 大森山動物園会計	01 使用料及び手数料	01 使用料	01 動物園使用料	01 動物園入園料	01 動物園入園料

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和6年3月5日

4 指定納付受託者を指定する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市仁井田中丁町内会
- 2 認可年月日  
平成15年2月28日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 佐 藤 公 誠  
秋田市仁井田本町三丁目6番54号  
変更後 佐々木 修  
秋田市仁井田本町四丁目5番74号
- 4 変更年月日  
令和6年2月4日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第70号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第71号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月8日

秋田市長 穂 積 志

1 収納事務名

- (1) 御所野近隣公園野球場
- (2) 御所野近隣公園テニスコート
- (3) 御所野総合公園テニスコート

2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人 秋田市総合振興公社

理事長 根 田 隆 夫

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 秋田市告示第72号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年3月8日

秋田市長 穂 積 志

### 1 撤去し、保管した自転車等

#### (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

#### (2) 撤去し、保管した年月日

令和6年2月10日から同月27日まで

#### (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

#### (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年3月8日から同年9月8日まで

### 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

### 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

#### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第73号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、放置自転車等撤去保管手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月8日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



秋田市告示第74号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅西地下自転車駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名  
秋田市山王三丁目1番7号  
株式会社友愛ビルサービス  
代表取締役 小 畑 悟

- 2 委託契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田駅東自転車等駐車場における自転車等駐車場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月8日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の所在地および氏名

秋田市寺内蛭根三丁目24番31号

企業組合秋田中高年雇用福祉事業団

代表理事 橋 村 孝 志

2 委託契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年3月11日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
268	藤井薬局	秋田市手形字中谷 地325番地	有限会社藤花会 代表取締役 藤 井 衛	令和6年 4月1日

秋田市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和6年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地  
S B ペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸一丁目7番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
別紙（省略）のとおり
- 3 指定納付受託者を指定した年月日  
令和6年3月12日
- 4 指定納付受託者を指定する期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第78号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年）  
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和4年）

秋田市告示第79号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月12日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 英国

氏名 佐 藤 愛 美

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1 通

配当計算書 1 通

秋田市告示第80号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市子ども広場における子ども広場使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月13日

秋田市長 穂 積 志

受託者の所在地および氏名

秋田市上北手荒巻字塚切24番地2

特定非営利活動法人 子育て応援Seed

理事長 山 崎 純

秋田市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
安養寺自治会
- 2 認可年月日  
平成16年8月31日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 山 内 久 兼  
秋田市雄和椿川字中村78番地  
変更後 佐 藤 幸 彦  
秋田市雄和椿川字安養寺67番地2
- 4 変更年月日  
令和6年2月25日
- 5 変更の理由  
役員改選による



秋田市告示第82号

令和6年3月6日の「令和6年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年3月13日

秋田市長 穂 積 志



## 令和5年度秋田市一般会計補正予算（第14号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ858,946千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,399,199千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第5条 市債の補正は、「第5表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	市税	43,820,020	△399,798	43,420,222
	1 市民税	19,719,551	△371,577	19,347,974
	2 固定資産税	19,436,930	△98,568	19,338,362
	3 軽自動車税	923,811	5,843	929,654
	4 市たばこ税	2,186,206	30,274	2,216,480
	6 入湯税	44,932	1,654	46,586
	7 事業所税	1,505,053	32,576	1,537,629
2	地方譲与税	1,092,075	16,316	1,108,391
	1 地方揮発油譲与税	244,391	△21,860	222,531
	2 自動車重量譲与税	650,184	29,820	680,004
	5 特別とん譲与税	23,582	△1,936	21,646
	6 航空機燃料譲与税	41,778	10,292	52,070
3	利子割交付金	12,755	△2,719	10,036
	1 利子割交付金	12,755	△2,719	10,036
4	配当割交付金	141,861	△37,902	103,959
	1 配当割交付金	141,861	△37,902	103,959
6	法人事業税交付金	583,965	△2,209	581,756
	1 法人事業税交付金	583,965	△2,209	581,756
8	ゴルフ場利用税交付金	56,162	△2,768	53,394
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,162	△2,768	53,394
9	環境性能割交付金	53,958	7,505	61,463
	1 環境性能割交付金	53,958	7,505	61,463
11	地方特例交付金	331,375	13,970	345,345
	1 地方特例交付金	305,006	8,370	313,376
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	26,369	5,600	31,969
12	地方交付税	23,648,181	421,891	24,070,072

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 地方交付税	23,648,181	421,891	24,070,072
14	分担金及び負担金	447,021	12,743	459,764
	1 負担金	447,021	12,743	459,764
15	使用料及び手数料	2,230,744	18,839	2,249,583
	1 使用料	1,065,459	11,963	1,077,422
	2 手数料	1,165,285	6,876	1,172,161
16	国庫支出金	35,364,791	△157,914	35,206,877
	1 国庫負担金	21,020,436	△85,437	20,934,999
	2 国庫補助金	14,271,550	△70,842	14,200,708
	3 委託金	72,805	△1,635	71,170
17	県支出金	13,076,421	△177,199	12,899,222
	1 県負担金	7,954,897	△6,889	7,948,008
	2 県補助金	4,553,905	△162,178	4,391,727
	3 委託金	567,619	△8,132	559,487
18	財産収入	195,420	41,740	237,160
	1 財産運用収入	143,990	2,282	146,272
	2 財産売払収入	51,430	39,458	90,888
19	寄附金	695,952	61,531	757,483
	1 寄附金	695,952	61,531	757,483
20	繰入金	6,995,584	55,283	7,050,867
	1 特別会計繰入金	260,929	193,423	454,352
	2 基金繰入金	6,734,655	△138,140	6,596,515
22	諸収入	8,287,912	81,637	8,369,549
	1 延滞金、加算金及び過料	40,003	6,000	46,003
	3 貸付金元利収入	6,928,274	△144	6,928,130
	4 受託事業収入	30,053	△1,495	28,558

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 雑入	千円 1,289,581	千円 77,276	千円 1,366,857
23 市債		14,820,600	908,000	15,728,600
	1 市債	14,820,600	908,000	15,728,600
	歳入合計	162,540,253	858,946	163,399,199

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議会費	665,151	△2,854	662,297
	1 議会費	665,151	△2,854	662,297
2	総務費	14,544,181	1,534,581	16,078,762
	1 総務管理費	12,560,982	1,441,525	14,002,507
	2 徴税費	1,100,410	54,392	1,154,802
	3 戸籍住民基本台帳費	490,926	69,395	560,321
	4 選挙費	255,385	△25,402	229,983
	5 統計調査費	51,267	△6,025	45,242
	6 監査委員費	85,211	696	85,907
3	民生費	62,971,209	413,850	63,385,059
	1 社会福祉費	32,219,942	△3,449	32,216,493
	2 児童福祉費	19,826,021	138,755	19,964,776
	3 生活保護費	9,156,604	278,287	9,434,891
	4 国民年金費	39,452	257	39,709
	5 災害救助費	1,729,190	0	1,729,190
4	衛生費	17,003,038	56,138	17,059,176
	1 環境衛生費	886,459	△28,401	858,058
	2 保健所費	4,820,940	122,526	4,943,466
	3 清掃費	8,770,368	△10,466	8,759,902
	4 病院費	1,180,329	37,364	1,217,693
	5 上水道費	86,894	△430	86,464
	6 食肉衛生検査所費	170,684	△3,847	166,837
	7 母子衛生費	1,087,364	△60,608	1,026,756
5	労働費	614,015	△10,721	603,294
	1 労働諸費	614,015	△10,721	603,294
6	農林水産業費	3,369,991	275,859	3,645,850

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農業費	2,457,234	259,678	2,716,912
	2 農業集落排水費	446,955	△33,961	412,994
	3 林業費	465,802	50,142	515,944
7 商工費		9,571,571	△92,069	9,479,502
	1 商工費	9,571,571	△92,069	9,479,502
8 土木費		17,988,174	△249,303	17,738,871
	1 土木管理費	312,529	△2,026	310,503
	2 道路橋りょう費	4,881,531	△16,460	4,865,071
	3 河川費	2,336,859	1,399	2,338,258
	4 港湾費	213,854	△28,730	185,124
	5 都市計画費	5,126,617	△186,504	4,940,113
	6 下水道費	4,177,649	△16,982	4,160,667
	7 住宅費	939,135	0	939,135
9 消防費		4,472,646	△61,784	4,410,862
	1 消防費	4,472,646	△61,784	4,410,862
10 教育費		14,937,908	△232,526	14,705,382
	1 教育総務費	1,780,940	△54,227	1,726,713
	2 小学校費	5,301,444	△47,839	5,253,605
	3 中学校費	1,698,867	△72,085	1,626,782
	4 高等学校費	859,361	△7,101	852,260
	5 幼稚園費	554,349	△6,951	547,398
	6 社会教育費	2,631,204	△56,953	2,574,251
	7 保健体育費	779,445	374	779,819
	8 専修学校費	142,595	3,311	145,906
	9 大学費	1,189,703	8,945	1,198,648
11 災害復旧費		3,284,266	△666,501	2,617,765



款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,859,627	△502,403	1,357,224
	2 公共土木施設災害復旧費	1,158,471	△147,991	1,010,480
	3 教育施設災害復旧費	264,133	△16,107	248,026
12 公債費		13,018,102	△105,724	12,912,378
	1 公債費	13,018,102	△105,724	12,912,378
	歳 出 合 計	162,540,253	858,946	163,399,199

## 第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	総合環境センター 伝送装置等更新事業	千円 23,760	令和4年度	千円 4,840	千円 23,760	令和4年度	千円 4,840
				令和5年度	18,920		令和5年度	
				令和6年度			令和6年度	18,920
8 土木費	5 都市計画費	千秋公園整備事業	400,000	令和4年度	150,000	380,053	令和4年度	150,000
				令和5年度	250,000		令和5年度	230,053

### 第3表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム等改修経費	千円 85,071
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯物価高騰支援給付金給付事業	286,183
		障がい児者福祉施設整備費補助金	545,000
	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定関連経費	4,623
4 衛生費	2 保健所費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	17,356
	3 清掃費	ごみ処理施設運営費	609
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	8,190
		化学肥料低減機械等導入支援事業	3,108
		県営土地改良施設等整備事業負担金	412,438
	3 林業費	県単局所防災事業	32,000
		森林管理受託事業	27,900
		森林総合公園改修事業	4,500
		林業施設長寿命化事業	32,920
	8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業
消融雪施設整備事業			52,700
道路冠水対策事業			8,000
道路改良事業			204,000
側溝改良事業			37,000
道路橋長寿命化修繕計画策定事業			11,500
橋りょう整備事業			150,000

款	項	事業名	金額
		人にやさしい歩道づくり事業	千円 41,565
	3 河川費	道路排水路等整備事業	6,000
		河川改修事業	77,762
	5 都市計画費	千秋公園整備事業	22,190
		県施行街路事業負担金	18,158
10 教育費	9 大学費	公立大学法人施設整備費補助金	12,144
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	885,900
		林業施設災害復旧事業	197,700
	3 教育施設災害復旧費	文化財災害復旧事業	19,645

(変更)

款	項	事業名	金額	
4 衛生費	3 清掃費	ごみ収集運営費	補正前	千円 8,181
			補正額	28,720
			補正後	36,901
8 土木費	2 道路橋りょう費	電線共同溝整備事業	補正前	84,000
			補正額	150,508
			補正後	234,508
		橋りょう修繕事業	補正前	62,900
			補正額	37,300
			補正後	100,200
	3 河川費	河川環境整備事業	補正前	5,000
			補正額	96,387
			補正後	101,387
5 都市計画費	地方道路交付金事業	補正前	226,166	
		補正額	694,242	
		補正後	920,408	
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	補正前	372,000
			補正額	102,000
			補正後	474,000

## 第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
庁内定型業務R P A運用経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 1,452
高齢者等デジタル活用支援事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,368
議事録作成機器運用経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	449
動画自動作成システム運用経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	1,318
秋田市公式L I N E運用経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,139
人事給与システム改修経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	7,443
文化創造プロジェクト推進経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	250
地域おこし協力隊活用事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	505
移住促進事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	606
固定資産土地評価替業務委託経費	令和5年度 ┆ 令和8年度	70,824
中心市街地等にぎわい創出事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	5,400
観光プロモーション事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	1,100
秋田の魅力発信素材充実事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	1,199
観光客等受入促進事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	500

事 項	期 間	限 度 額
秋田港大型クルーズ船誘致等事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 70,418
あきた芸術劇場管理運営費	令和5年度 ┆ 令和6年度	132,437
旧松倉家住宅管理運営経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	24,447
市民スポーツ活動振興事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	16,417
美術館施設整備等経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	37,218
休日在宅診療当番医制業務委託経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,616
子ども福祉医療制度拡充経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	24,375
子育て情報発信事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	167
若者自立支援事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	6,002
児童福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 ┆ 令和6年度	569,402
次世代エネルギーパーク運営経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	2,145
情報統合管理基盤運用経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	3,932
あきエコどんどんプロジェクト事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	5,309
ビジネススタートアップ支援事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,917

事 項	期 間	限 度 額
中心市街地循環バス運行事業	令和5年度 } 令和6年度	千円 14,175
公共交通研究事業	令和5年度 } 令和6年度	9,229
買物タクシー事業	令和5年度 } 令和6年度	4,092
市議会本会議中継等業務委託経費	令和5年度 } 令和6年度	2,531
タブレット端末機器活用経費	令和5年度 } 令和10年度	5,610
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定子ども未来センター分)	令和5年度 } 令和6年度	519

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
社会福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 } 令和6年度	千円 24,727	令和5年度 } 令和6年度	千円 100,631
老人福祉関連サービス委託経費等	令和5年度 } 令和6年度	200	令和5年度 } 令和6年度	240,904
健康管理関連事業委託経費等	令和5年度 } 令和6年度	17,114	令和5年度 } 令和6年度	395,831
母子保健関連事業委託経費等	令和5年度 } 令和6年度	39,160	令和5年度 } 令和6年度	213,881
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定スポーツ振興課分)	令和5年度 } 令和6年度	185,910	令和5年度 } 令和6年度	186,509
同 上 (令和5年度設定生活総務課分)	令和5年度 } 令和6年度	46,523	令和5年度 } 令和6年度	46,914

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定西部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 60,418	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 66,119
同 上 (令和5年度設定北部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	124,216	令和5年度 ┆ 令和6年度	128,955
同 上 (令和5年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	41,787	令和5年度 ┆ 令和6年度	43,268
同 上 (令和5年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	23,937	令和5年度 ┆ 令和6年度	24,427
同 上 (令和5年度設定南部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	85,944	令和5年度 ┆ 令和6年度	88,238
同 上 (令和5年度設定東部市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	65,349	令和5年度 ┆ 令和6年度	68,478
同 上 (令和5年度設定中央市民サービスセンター分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	77,474	令和5年度 ┆ 令和6年度	81,970
同 上 (令和5年度設定子ども育成課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	9,453	令和5年度 ┆ 令和6年度	17,228
同 上 (令和5年度設定産業企画課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	265,643	令和5年度 ┆ 令和6年度	269,170
同 上 (令和5年度設定建設総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	216,398	令和5年度 ┆ 令和6年度	665,086
同 上 (令和5年度設定都市総務課分)	令和5年度 ┆ 令和6年度	281,094	令和5年度 ┆ 令和6年度	281,267



第5表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 645,500	千円 60,700	千円 706,200			
児童福祉費	182,700	△ 12,600	170,100			
災害救助費	106,000	6,700	112,700			
農業費	228,100	331,400	559,500			
林業費	32,200	△ 7,800	24,400			
道路橋りょう費	3,391,700	△ 3,100	3,388,600			
土地区画整理費	1,027,100	△ 29,900	997,200			
街路事業費	616,500	△ 7,600	608,900			
住宅費	100,100	19,500	119,600			
消防費	603,800	△ 7,200	596,600			
農林水産施設 災害復旧費	344,400	△ 48,900	295,500			
公共土木施設 災害復旧費	235,400	△ 6,700	228,700			
教育施設災害復旧費	37,400	△ 4,600	32,800			
歳入欠かん等債	233,100	99,400	332,500			
減収補てん債		57,200	57,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
調整債		461,500	461,500			
計	14,820,600	908,000	15,728,600			



令和 5 年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 56,398 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,219,884 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国庫支出金	1,120,399	△33,171	1,087,228
	1 国庫補助金	1,120,399	△33,171	1,087,228
3	繰入金	1,153,540	△33,171	1,120,369
	1 一般会計繰入金	1,153,540	△33,171	1,120,369
4	繰越金	2,342	9,944	12,286
	1 繰越金	2,342	9,944	12,286
	歳入合計	2,276,282	△56,398	2,219,884

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 事業費		2,273,782	△56,398	2,217,384
	1 土地区画整理費	2,273,782	△56,398	2,217,384
	歳 出 合 計	2,276,282	△56,398	2,219,884



## 令和5年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,939千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ263,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	財産収入	42,295	6,648	48,943
	1 財産運用収入	2,690	△286	2,404
	2 財産売払収入	39,603	5,432	45,035
	3 分収林収入	2	1,502	1,504
3	繰入金	148,748	1,291	150,039
	1 一般会計繰入金	148,748	1,291	150,039
	歳 入 合 計	255,400	7,939	263,339



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	事業費	94,611	948	95,559
	1 造林事業費	94,611	948	95,559
4	諸支出金	319	6,991	7,310
	1 分収交付金	319	6,991	7,310
	歳 出 合 計	255,400	7,939	263,339



## 令和5年度秋田市市営墓地会計補正予算（第3号）

令和5年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ23,338千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 繰入金		135,224	△23,338	111,886
	1 一般会計繰入金	135,224	△23,338	111,886
	歳 入 合 計	194,181	△23,338	170,843

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 事業費		133,189	△23,338	109,851
	1 事業費	133,189	△23,338	109,851
	歳 出 合 計	194,181	△23,338	170,843



令和5年度秋田市中心卸売市場会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,281千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95,867千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 46,637	千円 1,281	千円 47,918
	1 一般会計繰入金	46,637	1,281	47,918
歳 入 合 計		94,586	1,281	95,867



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		83,606	1,281	84,887
	1 総務管理費	83,606	1,281	84,887
	歳 出 合 計	94,586	1,281	95,867



令和5年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,756千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ513,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 繰入金		403,864	2,756	406,620
	1 一般会計繰入金	403,864	2,756	406,620
	歳 入 合 計	510,837	2,756	513,593

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		490,525	2,756	493,281
	1 総務管理費	490,525	2,756	493,281
	歳 出 合 計	510,837	2,756	513,593

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	動物園運営経費	千円 6,529

## 令和5年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194,547千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ495,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 発電収入		300,886	194,547	495,433
	1 発電収入	300,886	194,547	495,433
	歳 入 合 計	300,887	194,547	495,434



歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	62,329	1,124	63,453
	1 総務管理費	62,329	1,124	63,453
2	繰出金	238,358	193,423	431,781
	1 一般会計繰出金	238,358	193,423	431,781
	歳 出 合 計	300,887	194,547	495,434



令和5年度秋田市病院事業債管理会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の病院事業債管理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

## 第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 市立秋田総合病院貸付金	1 市立秋田総合病院貸付金	地方独立行政法人市立秋田総合病院貸付金	千円 365,600

## 令和5年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51,376千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,603,098千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	国民健康保険税	4,629,065	29,454	4,658,519
	1 国民健康保険税	4,629,065	29,454	4,658,519
3	国庫支出金	289	69	358
	1 国庫補助金	289	69	358
4	県支出金	23,440,727	△198,427	23,242,300
	1 県補助金	23,440,726	△198,427	23,242,299
5	財産収入	618	197	815
	1 財産運用収入	618	197	815
6	繰入金	2,550,879	△87,667	2,463,212
	1 一般会計繰入金	2,550,878	△87,667	2,463,211
7	繰越金	14,052	204,998	219,050
	1 繰越金	14,052	204,998	219,050
	歳 入 合 計	30,654,474	△51,376	30,603,098

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	22,513,717	52,579	22,566,296
	2 高額療養費	2,914,872	52,579	2,967,451
3	国民健康保険事業費納付金	7,551,669	△114,116	7,437,553
	1 医療給付費分	5,316,734	△78,339	5,238,395
	2 後期高齢者支援金等分	1,731,652	△32,476	1,699,176
	3 介護納付金分	503,283	△3,301	499,982
6	基金積立金	618	197	815
	1 基金積立金	618	197	815
8	諸支出金	32,281	9,964	42,245
	1 償還金及び還付加算金	32,280	9,964	42,244
	歳 出 合 計	30,654,474	△51,376	30,603,098

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	一般被保険者保険税還付金	千円 6,967
		一般被保険者還付加算金	116



### 第3表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和5年度設定)	令和5年度 ） 令和6年度	千円 380,831	令和5年度 ） 令和6年度	千円 425,020



## 令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）

令和5年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009,477千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,365,902千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	保険料	6,360,779	294,609	6,655,388
	1 介護保険料	6,360,779	294,609	6,655,388
3	国庫支出金	7,537,779	64,901	7,602,680
	1 国庫負担金	5,369,181	19,364	5,388,545
	2 国庫補助金	2,168,598	45,537	2,214,135
4	支払基金交付金	8,193,037	39,846	8,232,883
	1 支払基金交付金	8,193,037	39,846	8,232,883
5	県支出金	4,460,698	28,599	4,489,297
	1 県負担金	4,256,951	28,599	4,285,550
6	財産収入	2,228	222	2,450
	1 基金運用収入	2,228	222	2,450
7	繰入金	4,760,315	19,821	4,780,136
	1 一般会計繰入金	4,760,314	19,822	4,780,136
	2 基金繰入金	1	△1	0
8	繰越金	41,514	561,479	602,993
	1 繰越金	41,514	561,479	602,993
	歳 入 合 計	31,356,425	1,009,477	32,365,902

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	337,318	2,750	340,068
	1 総務管理費	337,318	2,750	340,068
2	保険給付費	29,618,882	147,576	29,766,458
	1 介護サービス等諸費	27,270,531	76,409	27,346,940
	2 介護予防サービス等諸費	579,225	68,979	648,204
	3 高額介護サービス等費	804,798	29,949	834,747
	4 特定入所者介護サービス等費	927,133	△28,754	898,379
	5 その他諸費	37,195	993	38,188
5	基金積立金	2,228	597,672	599,900
	1 基金積立金	2,228	597,672	599,900
7	諸支出金	41,569	261,479	303,048
	1 償還金及び還付加算金	41,569	261,479	303,048
	歳 出 合 計	31,356,425	1,009,477	32,365,902

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	要介護認定申請処理等経費	千円 1,860

### 第3表 債務負担行為補正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	令和5年度 ） 令和6年度	千円 96,942	令和5年度 ） 令和6年度	千円 581,692





## 令和5年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

令和5年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,459千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,288,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	3,262,161	△43,323	3,218,838
	1 後期高齢者医療保険料	3,262,161	△43,323	3,218,838
3	繰入金	983,360	△5,340	978,020
	1 一般会計繰入金	983,360	△5,340	978,020
4	繰越金	10,000	71,122	81,122
	1 繰越金	10,000	71,122	81,122
	歳入合計	4,266,384	22,459	4,288,843

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	4,181,954	22,459	4,204,413
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,181,954	22,459	4,204,413
	歳 出 合 計	4,266,384	22,459	4,288,843



令和5年度秋田市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 給 水 戸 数	151,277戸	△1,217戸	150,060戸
(2) 年 間 総 配 水 量	33,499,320m <sup>3</sup>	179,044m <sup>3</sup>	33,678,364m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	91,528m <sup>3</sup>	489m <sup>3</sup>	92,017m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 配水管整備			
配水管布設	1,020m	724m	1,744m
配水管布設替等	21,005m	△3,440m	17,565m
配水幹線整備	1,200m	△49m	1,151m
(ロ) 施設改良			
送水管整備等	800m	△33m	767m

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 水道事業収益	7,705,335千円	△67,914千円	7,637,421千円
第1項 営業収益	7,008,846千円	△31,859千円	6,976,987千円
第2項 営業外収益	696,487千円	△36,055千円	660,432千円

	支	出	
第1款 水道事業費用	7,372,660千円	△463,981千円	6,908,679千円
第1項 営業費用	7,055,672千円	△455,910千円	6,599,762千円
第2項 営業外費用	314,088千円	△8,148千円	305,940千円
第3項 特別損失	1,100千円	77千円	1,177千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,747,978千円」を「3,688,418千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「249,372千円」を「305,493千円」に、建設改良積立金「124,834千円」を「156,534千円」に、過年度分損益勘定留保資金「3,373,772千円」を「3,226,391千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	3,528,077千円	435,476千円	3,963,553千円
第1項 企業債	2,834,400千円	235,200千円	3,069,600千円
第2項 出資金	70,735千円	31千円	70,766千円
第3項 補助金	168,666千円	274,700千円	443,366千円
第4項 固定資産 売却代金	1千円	395千円	396千円
第5項 負担金及び 寄附金	454,275千円	△74,850千円	379,425千円
	支	出	
第1款 資本的支出	7,276,055千円	375,916千円	7,651,971千円
第1項 建設改良費	5,817,789千円	372,500千円	6,190,289千円
第2項 企業債 償還金	1,458,266千円	680千円	1,458,946千円
第3項 国庫補助金 返還金	一千円	2,736千円	2,736千円

( 継 続 費 )

第 5 条 予算第 5 条に定めた継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

( 変 更 前 )

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	仁 井 田 浄 水 場 取水・導水 施設 整備工事	2,596,000千円	令和 5 年度	1,012,000千円
				令和 6 年度	880,000千円
				令和 7 年度	704,000千円
1 資本的 支出	1 建設 改良費	仁 井 田 浄 水 場 等整備事業 設計・建設 モニタリング 業務	63,866千円	令和 5 年度	8,402千円
				令和 6 年度	13,566千円
				令和 7 年度	13,966千円
				令和 8 年度	13,966千円
				令和 9 年度	13,966千円

( 変 更 後 )

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的 支出	1 建設 改良費	仁 井 田 浄 水 場 取水・導水 施設 整備工事	2,596,000千円	令和 5 年度	1,550,000千円
				令和 6 年度	150,000千円
				令和 7 年度	896,000千円
1 資本的 支出	1 建設 改良費	仁 井 田 浄 水 場 等整備事業 設計・建設 モニタリング 業務	51,700千円	令和 5 年度	7,260千円
				令和 6 年度	11,110千円
				令和 7 年度	11,110千円
				令和 8 年度	11,110千円
				令和 9 年度	11,110千円

( 企 業 債 )

第 6 条 予算第 7 条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
限 度 額	2,834,400千円	235,200千円	3,069,600千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,002,855千円	△85,473千円	917,382千円
(他会計からの補助金)			

第8条 予算第11条中「16,159千円」を「15,698千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第9条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「0千円」を「245,774千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 利益積立金	0千円	245,774千円	245,774千円



令和5年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 排 水 戸 数	126,240戸	△659戸	125,581戸
(2) 年間総処理水量	33,836,043m <sup>3</sup>	1,424,373m <sup>3</sup>	35,260,416m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	92,448m <sup>3</sup>	3,892m <sup>3</sup>	96,340m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 管 渠 建 設			
管 渠 布 設	2,457m	△190m	2,267m
管 渠 改 築 等	4,540m	△1,032m	3,508m
マンホールポンプ 施 設 整 備	8 施設	△ 1 施設	7 施設

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業 収 益	10,601,949千円	△62,230千円	10,539,719千円
第1項 営業収益	7,348,464千円	△68,861千円	7,279,603千円
第2項 営業外収益	3,253,483千円	△10,076千円	3,243,407千円
第3項 特別利益	2千円	16,707千円	16,709千円

	支	出	
第1款 下水道事業費	10,427,241千円	△110,266千円	10,316,975千円
第1項 営業費用	9,726,881千円	△56,306千円	9,670,575千円
第2項 営業外費用	696,309千円	△53,969千円	642,340千円
第3項 特別損失	1,501千円	9千円	1,510千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,151,290千円」を「4,278,480千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「100,328千円」を「116,202千円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,193,661千円」を「1,304,977千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	6,542,994千円	△106,800千円	6,436,194千円
第1項 企業債	3,850,700千円	73,600千円	3,924,300千円
第2項 出資金	855,754千円	55千円	855,809千円
第3項 補助金	1,808,000千円	△181,064千円	1,626,936千円
第4項 負担金	28,539千円	574千円	29,113千円
第5項 固定資産売却代金	1千円	35千円	36千円
	支	出	
第1款 資本的支出	10,694,284千円	20,390千円	10,714,674千円
第1項 建設改良費	5,420,339千円	17,907千円	5,438,246千円
第2項 企業債償還金	5,263,535千円	2,483千円	5,266,018千円

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	3,850,700千円	73,600千円	3,924,300千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費 613,610千円 △110,541千円 503,069千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第11条中「1,245,826千円」を「1,229,091千円」に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「21,198千円」を

「48,042千円」に改め、処分量を次のとおり補正する。

(既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 減債積立金 21,198千円 26,844千円 48,042千円



令和5年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度秋田市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（既決予定量） （補正予定量） （ 計 ）

(1) 排 水 戸 数

（農業集落排水）	1,827戸	△28戸	1,799戸
（個別排水処理）	226戸	△1戸	225戸
（ 計 ）	2,053戸	△29戸	2,024戸

(2) 年間総処理水量

（農業集落排水）	580,498m <sup>3</sup>	12,866m <sup>3</sup>	593,364m <sup>3</sup>
（個別排水処理）	50,023m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	50,033m <sup>3</sup>
（ 計 ）	630,521m <sup>3</sup>	12,876m <sup>3</sup>	643,397m <sup>3</sup>

(3) 一日平均処理水量

（農業集落排水）	1,586m <sup>3</sup>	35m <sup>3</sup>	1,621m <sup>3</sup>
（ 計 ）	1,723m <sup>3</sup>	35m <sup>3</sup>	1,758m <sup>3</sup>

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （ 計 ）

収 入

第1款 農業集落排水事業収益	527,425千円	△25,757千円	501,668千円
第1項 営業収益	72,194千円	1,397千円	73,591千円

第2項	營業外収益	455,230千円	△27,158千円	428,072千円
第3項	特別利益	1千円	4千円	5千円
第2款	個別排水処理 事業収益	37,309千円	△1,692千円	35,617千円
第1項	營業収益	8,359千円	△67千円	8,292千円
第2項	營業外収益	28,948千円	△1,625千円	27,323千円
	支		出	
第1款	農業集落排水 事業費用	525,268千円	△25,907千円	499,361千円
第1項	營業費用	495,325千円	△26,378千円	468,947千円
第2項	營業外費用	29,393千円	471千円	29,864千円
第2款	個別排水処理 事業費用	38,410千円	△1,875千円	36,535千円
第1項	營業費用	36,700千円	△1,832千円	34,868千円
第2項	營業外費用	1,608千円	△43千円	1,565千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額「164,313千円」を「164,345千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,056千円及び過年度分損益勘定留保資金163,257千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,389千円、減債積立金27,785千円及び過年度分損益勘定留保資金135,171千円」にそれぞれ改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )	
	収	入		
第1款	農業集落排水 事業資本的收入	105,731千円	△4,538千円	101,193千円
第1項	企業債	14,500千円	△3,800千円	10,700千円
第2項	出資金	89,815千円	△5,738千円	84,077千円
第4項	補助金	一千円	5,000千円	5,000千円

第2款	個別排水処理 事業資本的収入	19,588千円	△4,729千円	14,859千円
第1項	企業債	6,200千円	△1,400千円	4,800千円
第2項	出資金	11,461千円	△3,179千円	8,282千円
第3項	補助金	1,442千円	△106千円	1,336千円
第4項	負担金	485千円	△44千円	441千円
	支		出	

第1款	農業集落排水 事業資本的支出	262,561千円	△4,553千円	258,008千円
第1項	建設改良費	29,995千円	△4,658千円	25,337千円
第2項	企業債償還金	232,565千円	105千円	232,670千円
第2款	個別排水処理 事業資本的支出	27,071千円	△4,682千円	22,389千円
第1項	建設改良費	17,919千円	△4,682千円	13,237千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	20,700千円	△5,200千円	15,500千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	36,756千円	△5,888千円	30,868千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「344,944千円」を「319,900千円」に改める。

秋田市告示第83号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月14日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

畑 山 辰 治

秋田市八橋イサノ二丁目4番27号 ドリマビュー I 105

2 送達する書類

交付要求通知書



秋田市告示第84号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年条例第28号）第8条第4項の規定に基づき、自転車等放置規制区域を変更したので、同条例第8条第5項の規定により告示する。

令和6年3月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更後の自転車等放置禁止区域および自転車等放置規制区域の区域別紙図面（省略）のとおり
- 2 変更後の自転車等放置禁止区域および自転車等放置規制区域の効力の発生年月日

令和6年4月1日

秋田市告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、公設地方卸売市場の使用料等の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月15日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市外旭川字待合28番地

あきた市場マネジメント株式会社

代表取締役 鈴木 信 夫

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第86号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収中止通知書  
後期高齢者医療保険料額変更決定通知書兼納入通知書（令和5年度分）

秋田市告示第87号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第3項および第7条第5項の規定に基づき、令和6年度の公共工事の発注見通し、入札および契約の過程ならびに契約内容について、閲覧に供する方法を次のとおり定めたので告示する。

令和6年3月15日

秋田市長 穂 積 志

1 閲覧方法

インターネット（秋田市電子入札システム）

2 閲覧期間

(1) 発注見通し

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 入札および契約の過程ならびに契約内容

入札案件の公表日から令和8年3月31日まで

なお、契約を締結した公共工事については、当該工事の完成日又は契約解除日の属する年度の翌年度まで

秋田市告示第88号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止するので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和6年3月15日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
169	調剤薬局 エンゼル	秋田市広面字鍋沼 35番地	有限会社小池調剤薬局 代表取締役 小 池 曜 子	令和6年 3月31日

秋田市告示第89号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月18日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市八橋イサノ二丁目4番27号 ドリマビュー I 105

氏名 畑 山 辰 治

2 送達する書類

交付要求通知書 1通

秋田市告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和6年3月18日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 エニシア 秋田	訪問介護え にしあ	秋田市広面字蓮 沼21番地1	令和6年3月15日	訪問介護

秋田市告示第91号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

名称 河辺戸島野球場

所在地 秋田市河辺戸島字上野50番1

対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

収容人数 4,847人



秋田市告示第92号

秋田市南部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市南部市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市御野場一丁目5番1号  
南部地域づくり協議会  
会長 佐藤 義明
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第93号

秋田市西部市民サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市西部市民サービスセンター
- 2 指定管理者 秋田市新屋扇町13番34号  
西部地域住民自治協議会  
会長 赤 沼 侃
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第94号

秋田市飯島地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和6年3月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市飯島地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市飯島松根東町5番22号  
飯島地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 鎌 田 照 平
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地  
株式会社エフレジ  
大阪府大阪市北区大深町4番20号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
粗大ごみ運搬処理手数料  
ただし、粗大ごみ収集オンライン申込みシステムと連携した、クレジットカード納付専用インターネットウェブサイトを利用して納付されたものに限る。
- 3 指定納付受託者を指定した年月日  
令和6年3月21日
- 4 指定納付受託者を指定する期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第96号

秋田市旭川地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 施設名 秋田市旭川地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者 秋田市手形字才ノ浜51番地の2  
旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会  
会長 加賀谷 俊 尚
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、証明書等自動交付事務の証明書交付手数料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

東京都千代田区一番町25番地

地方公共団体情報システム機構

理事長 椎 橋 章 夫

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第98号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、南部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月21日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市御野場一丁目5番1号

南部地域づくり協議会

会長 佐 藤 義 明

2 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第99号

令和6年3月19日の「令和6年2月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和6年3月22日

秋田市長 穂 積 志



## 令和6年度秋田市一般会計予算

令和6年度秋田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,990,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(市債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 市債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬（会計年度任用職員の報酬に限る。）、給料、職員手当等、共済費及び旅費（会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償に限る。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 市税		千円 44,444,513
	1 市民税	19,806,281
	2 固定資産税	19,872,601
	3 軽自動車税	951,932
	4 市たばこ税	2,247,510
	5 鉱産税	4,325
	6 入湯税	46,586
	7 事業所税	1,515,278
2 地方譲与税		1,197,507
	1 地方揮発油譲与税	244,391
	2 自動車重量譲与税	711,284
	3 森林環境譲与税	168,116
	4 特別とん譲与税	21,646
	5 航空機燃料譲与税	52,070
3 利子割交付金		10,036
	1 利子割交付金	10,036
4 配当割交付金		141,861
	1 配当割交付金	141,861
5 株式等譲渡所得割交付金		160,374
	1 株式等譲渡所得割交付金	160,374
6 法人事業税交付金		618,015
	1 法人事業税交付金	618,015
7 地方消費税交付金		8,935,032
	1 地方消費税交付金	8,935,032
8 ゴルフ場利用税交付金		53,394
	1 ゴルフ場利用税交付金	53,394

款	項	金 額
9 環境性能割交付金		千円 61,463
	1 環境性能割交付金	61,463
10 国有提供施設等所在市助成交付金		2,911
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	2,911
11 地方特例交付金		1,584,960
	1 地方特例交付金	1,556,535
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	28,425
12 地方交付税		23,972,000
	1 地方交付税	23,972,000
13 交通安全対策特別交付金		61,000
	1 交通安全対策特別交付金	61,000
14 分担金及び負担金		421,632
	1 分担金	900
	2 負担金	420,732
15 使用料及び手数料		2,285,452
	1 使用料	1,122,401
	2 手数料	1,163,051
16 国庫支出金		23,473,713
	1 国庫負担金	19,993,297
	2 国庫補助金	3,402,740
	3 委託金	77,676
17 県支出金		10,366,755
	1 県負担金	7,130,719
	2 県補助金	2,681,534
	3 委託金	554,502
18 財産収入		185,562

款	項	金 額
		千円
	1 財産運用収入	140,658
	2 財産売却収入	44,904
19 寄附金		474,913
	1 寄附金	474,913
20 繰入金		4,339,007
	1 特別会計繰入金	302,044
	2 基金繰入金	4,036,963
21 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
22 諸収入		8,142,300
	1 延滞金、加算金及び過料	40,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	6,821,992
	4 受託事業収入	32,766
	5 雑入	1,247,538
23 市債		12,357,600
	1 市債	12,357,600
	歳 入 合 計	143,990,000



歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 660,274
	1 議会費	660,274
2 総務費		15,055,403
	1 総務管理費	13,285,225
	2 徴税費	995,691
	3 戸籍住民基本台帳費	500,096
	4 選挙費	127,339
	5 統計調査費	60,536
	6 監査委員費	86,516
3 民生費		55,091,211
	1 社会福祉費	26,121,018
	2 児童福祉費	19,410,572
	3 生活保護費	9,178,127
	4 国民年金費	41,233
	5 災害救助費	340,261
4 衛生費		11,185,687
	1 環境衛生費	641,547
	2 保健所費	1,860,075
	3 清掃費	5,038,725
	4 病院費	1,928,262
	5 上水道費	759,010
	6 食肉衛生検査所費	171,436
	7 母子衛生費	786,632
5 労働費		579,599
	1 労働諸費	579,599
6 農林水産業費		2,634,092

款	項	金額
		千円
	1 農業費	1,833,059
	2 農業集落排水費	360,577
	3 林業費	440,456
7 商工費		9,246,490
	1 商工費	9,246,490
8 土木費		16,115,568
	1 土木管理費	322,702
	2 道路橋りょう費	3,735,543
	3 河川費	1,331,456
	4 港湾費	187,838
	5 都市計画費	5,548,003
	6 下水道費	4,321,453
	7 住宅費	668,573
9 消防費		4,622,876
	1 消防費	4,622,876
10 教育費		15,402,936
	1 教育総務費	2,001,269
	2 小学校費	4,526,956
	3 中学校費	1,452,116
	4 高等学校費	853,755
	5 幼稚園費	557,085
	6 社会教育費	3,826,477
	7 保健体育費	700,777
	8 専修学校費	147,679
	9 大学費	1,336,822
11 災害復旧費		8,305

款	項	金 額
		千円
	1 農林水産施設災害復旧費	2
	2 公共土木施設災害復旧費	1
	3 教育施設災害復旧費	2
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	8,300
12 公債費		13,287,558
	1 公債費	13,287,558
13 諸支出金		1
	1 雑支出	1
14 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
	歳 出 合 計	143,990,000



## 第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	未利用施設管理適正化経費	千円 1,005,915	令和6年度	千円 402,366
				令和7年度	502,957
				令和8年度	100,592
		明德地区コミュニティセンター大規模改修事業	409,835	令和6年度	12,746
				令和7年度	397,089
4 衛生費	3 清掃費	リサイクルプラザ受入供給設備等改修事業	539,660	令和6年度	147,125
				令和7年度	269,016
				令和8年度	123,519

### 第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
職員研修費	令和6年度 ┆ 令和7年度	千円 556
地方税電子申告審査システム関係経費	令和6年度 ┆ 令和11年度	28,468
コンベンション誘致推進事業（令和6年度設定）	令和6年度 ┆ 令和9年度	助成対象コンベンションにおいて、助成対象となる参加者数に1,000円（国際大会の場合は3,000円）を乗じて得た額
教育旅行誘致推進事業（令和6年度設定）	令和6年度 ┆ 令和9年度	助成対象教育旅行において、参加者数に2,000円を乗じて得た額および助成対象事業の実施に伴う講師に係る費用の合算額
住民基本台帳ネットワークシステム更新・運用経費	令和6年度 ┆ 令和12年度	85,297
各種証明書コンビニ交付システム更新・運用経費（令和6年度設定）	令和6年度 ┆ 令和11年度	35,384
奨学金返還助成事業（令和6年度設定保健総務課分）	令和6年度 ┆ 令和11年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
奨学金返還助成事業（令和6年度設定子ども育成課分）	令和6年度 ┆ 令和11年度	助成対象の奨学金を返済している対象者1人当たり年額200,000円に5年を乗じて得た額
循環型社会形成推進地域計画策定経費	令和6年度 ┆ 令和7年度	2,878
アンダー40正社員化促進事業	令和6年度 ┆ 令和7年度	87,600
創業資金・産業活力創造資金利子補給	令和6年度 ┆ 令和11年度	7,119
中心市街地等空き店舗対策事業費補助金	令和6年度 ┆ 令和8年度	26,545
中心市街地出店促進資金利子補給	令和6年度 ┆ 令和11年度	5,191

事 項	期 間	限 度 額
中小製造業設備投資資金利子補給	令和6年度 ） 令和16年度	千円 18,163
中小企業用地取得資金利子補給（令和6年度設定）	令和6年度 ） 令和9年度	287
マイタウン・バス運行事業	令和6年度 ） 令和7年度	150,249
学校安全情報メール配信事業	令和6年度 ） 令和10年度	1,547

第4表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
総務費	1,351,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社会福祉費	52,000			
児童福祉費	72,600			
災害救助費	20,400			
環境衛生費	71,200			
保健所費	22,400			
清掃費	353,900			
上水道費	675,000			
労働費	13,700			
農業費	349,400			
林業費	25,300			
商工費	37,900			
道路橋りょう費	2,128,200			
港湾費	18,900			
土地区画整理費	986,300			
街路事業費	984,400			
公園整備費	116,000			
住宅費	39,800			
災害対策費	2,800			
消防費	604,500			
小学校費	1,514,100			
中学校費	92,200			
社会教育費	1,858,100			
保健体育費	62,600			
その他公共施設・公用施設災害復旧費	8,300			
臨時財政対策債	896,400			
計	12,357,600			

## 令和6年度秋田市土地区画整理会計予算

令和6年度秋田市の土地区画整理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,221,474千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 国庫支出金		1,095,976
	1 国庫補助金	1,095,976
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		1,098,476
	1 一般会計繰入金	1,098,476
4 繰越金		27,021
	1 繰越金	27,021
	歳 入 合 計	2,221,474

歳 出

款	項	金 額
1 事業費		千円 2,218,974
	1 土地区画整理費	2,218,974
2 公債費		1,500
	1 公債費	1,500
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		2,221,474





## 令和6年度秋田市市有林会計予算

令和6年度秋田市の市有林会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ241,239千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 県支出金		千円 47,140
	1 県補助金	47,140
2 財産収入		38,754
	1 財産運用収入	2,665
	2 財産売払収入	36,087
	3 分収林収入	2
3 繰入金		153,648
	1 一般会計繰入金	153,648
4 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
5 諸収入		197
	1 雑入	197
	歳 入 合 計	241,239

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 29,464
	1 総務管理費	29,464
2 事業費		84,992
	1 造林事業費	84,992
3 公債費		126,548
	1 公債費	126,548
4 諸支出金		35
	1 分収交付金	35
5 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		241,239



## 令和6年度秋田市市営墓地会計予算

令和6年度秋田市の市営墓地会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,556千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		58,825
	1 使用料	36,622
	2 手数料	22,203
2 繰入金		30,193
	1 一般会計繰入金	30,193
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		537
	1 雑入	537
	歳 入 合 計	89,556

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		59,162
	1 総務管理費	59,162
2 事業費		21,893
	1 事業費	21,893
3 災害復旧費		8,300
	1 災害復旧費	8,300
4 繰出金		1
	1 一般会計繰出金	1
5 公債費		100
	1 公債費	100
6 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		89,556





## 令和6年度秋田市公設地方卸売市場会計予算

令和6年度秋田市の公設地方卸売市場会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ605,810千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		161,740
	1 使用料	161,739
	2 手数料	1
2 財産収入		872
	1 財産運用収入	872
3 繰入金		196,474
	1 一般会計繰入金	196,474
4 繰越金		3,000
	1 繰越金	3,000
5 諸収入		243,724
	1 貸付金元利収入	80,001
	2 雑入	163,723
	歳 入 合 計	605,810

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 451,294
	1 総務管理費	451,294
2 事業費		105,438
	1 地方卸売市場施設整備費	105,438
3 公債費		48,678
	1 公債費	48,678
4 予備費		400
	1 予備費	400
歳 出 合 計		605,810

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方卸売市場再整備事業	令和6年度 ～ 令和7年度	千円 14,476

## 令和6年度秋田市大森山動物園会計予算

令和6年度秋田市の大森山動物園会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ528,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		92,794
	1 使用料	92,794
2 財産収入		1,418
	1 財産運用収入	1,418
3 寄附金		315
	1 寄附金	315
4 繰入金		415,198
	1 一般会計繰入金	415,198
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		18,707
	1 雑入	18,707
	歳 入 合 計	528,433

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 497,157
	1 総務管理費	497,157
2 公債費		31,176
	1 公債費	31,176
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		528,433





## 令和6年度秋田市廃棄物発電会計予算

令和6年度秋田市の廃棄物発電会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ347,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 発電収入		347,998
	1 発電収入	347,998
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
	歳 入 合 計	347,999

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 67,708
	1 総務管理費	67,708
2 繰出金		280,091
	1 一般会計繰出金	280,091
3 公債費		200
	1 公債費	200
歳 出 合 計		347,999



## 令和6年度秋田市病院事業債管理会計予算

令和6年度秋田市の病院事業債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,117,432千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 分担金及び負担金		63,667
	1 負担金	63,667
2 諸収入		1,535,565
	1 貸付金元利収入	1,535,565
3 市債		518,200
	1 市債	518,200
	歳 入 合 計	2,117,432

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 市立秋田総合病院貸付金		518,200
	1 市立秋田総合病院貸付金	518,200
2 公債費		1,599,232
	1 公債費	1,599,232
	歳 出 合 計	2,117,432

## 第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立秋田総合病院 貸付金	千円  518,200	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる場合、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条 件による。銀行その他の場合は 債権者と協議して定める。た だし財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もし しくは繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	518,200			



## 令和6年度秋田市学校給食費会計予算

令和6年度秋田市の学校給食費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,444,853千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 給食費収入		千円 1,256,226
	1 給食費収入	1,256,226
2 繰入金		188,625
	1 一般会計繰入金	188,625
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
	歳 入 合 計	1,444,853

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,443,753
	1 総務管理費	1,443,753
2 公債費		100
	1 公債費	100
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,444,853



## 令和6年度秋田市国民健康保険事業会計予算

令和6年度秋田市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,733,584千円と定める。

2 事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険税		4,451,111
	1 国民健康保険税	4,451,111
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		251
	1 国庫補助金	251
4 県支出金		22,797,107
	1 県補助金	22,797,106
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		1,029
	1 財産運用収入	1,029
6 繰入金		2,463,582
	1 一般会計繰入金	2,463,581
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		20,501
	1 延滞金、加算金及び過料	8,912
	2 雑入	11,589
9 市債		1
	1 財政安定化基金貸付金	1
	歳 入 合 計	29,733,584



歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 252,152
	1 総務管理費	117,844
	2 徴税費	129,978
	3 運営協議会費	325
	4 収納率向上特別対策事業費	4,005
2 保険給付費		22,065,678
	1 療養諸費	19,036,331
	2 高額療養費	2,958,551
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	45,019
	5 葬祭諸費	25,500
3 国民健康保険事業費納付金		7,062,051
	1 医療給付費分	4,867,433
	2 後期高齢者支援金等分	1,670,410
	3 介護納付金分	524,208
4 保健事業費		281,561
	1 特定健康診査等事業費	183,292
2 保健事業費		98,269
5 基金積立金		1,029
	1 基金積立金	1,029
6 公債費		3,000
	1 公債費	3,000
7 諸支出金		18,113
	1 償還金及び還付加算金	18,112
	2 一部負担金	1



款	項	金額
8 予備費		千円 50,000
	1 予備費	50,000
	歳 出 合 計	29,733,584

## 第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金 貸付	千円 1	普通貸借	無利子	貸付を受けた翌々年度以降に償還する。
計	1			

## 令和6年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和6年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62,493千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 7,819
	1 一般会計繰入金	7,819
2 繰越金		27,948
	1 繰越金	27,948
3 諸収入		26,726
	1 貸付金元利収入	26,725
	2 雑入	1
	歳 入 合 計	62,493

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	11,667
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	11,667
2	公債費	28,874
	1 公債費	500
	2 償還金	28,374
3	諸支出金	21,952
	1 一般会計繰出金	21,952
	歳 出 合 計	62,493



## 令和6年度秋田市介護保険事業会計予算

令和6年度秋田市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,812,124千円と定める。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
		千円
1 保険料		6,537,683
	1 介護保険料	6,537,683
2 手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		7,685,474
	1 国庫負担金	5,461,822
	2 国庫補助金	2,223,652
4 支払基金交付金		8,315,136
	1 支払基金交付金	8,315,136
5 県支出金		4,534,024
	1 県負担金	4,340,534
	2 県補助金	193,490
6 財産収入		3,094
	1 基金運用収入	3,094
7 繰入金		4,729,242
	1 一般会計繰入金	4,729,241
	2 基金繰入金	1
8 繰越金		7,396
	1 繰越金	7,396
9 諸収入		74
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	73
	歳 入 合 計	31,812,124



歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 364,363
	1 総務管理費	364,363
2 保険給付費		30,161,107
	1 介護サービス等諸費	27,666,980
	2 介護予防サービス等諸費	719,499
	3 高額介護サービス等費	877,138
	4 特定入所者介護サービス等費	859,083
	5 その他諸費	38,407
3 地域支援事業費		1,239,294
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	593,861
	2 一般介護予防事業費	37,665
	3 包括的支援事業・任意事業費	603,576
	4 その他諸費	4,192
4 保健福祉事業費		25,864
	1 保健福祉事業費	25,864
5 基金積立金		3,094
	1 基金積立金	3,094
6 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
7 諸支出金		7,402
	1 償還金及び還付加算金	7,402
8 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		31,812,124

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事務処理システム等更新・運用経費 (現行システム契約延長分)	令和6年度 ┆ 令和7年度	千円 43,014
介護保険事務処理システム等更新・運用経費	令和6年度 ┆ 令和12年度	1,028,027

## 令和6年度秋田市後期高齢者医療事業会計予算

令和6年度秋田市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,610,788千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 後期高齢者医療保険料		3,526,401
	1 後期高齢者医療保険料	3,526,401
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		1,063,534
	1 一般会計繰入金	1,063,534
4 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
5 諸収入		10,852
	1 延滞金、加算金及び過料	600
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	3 雑入	52
	歳 入 合 計	4,610,788

## 歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		73,850
	1 総務管理費	36,573
	2 徴収費	37,277
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,521,638
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,521,638
3 公債費		100
	1 公債費	100
4 諸支出金		10,200
	1 償還金及び還付加算金	10,200
5 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		4,610,788



## 令和6年度秋田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	150,162戸
(2) 年 間 総 配 水 量	32,991,243m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 配 水 量	90,387m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 配 水 管 整 備	
配 水 管 布 設	1,410m
配 水 管 布 設 替 等	18,790m
配 水 幹 線 整 備	370m
(ロ) 施 設 改 良	
仁井田浄水場等整備	一式
豊岩浄水場沈澱池傾斜板更新	一式
松淵浄水場動力計装盤等更新	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,651,183千円
第1項 営業収益	6,919,392千円
第2項 営業外収益	731,789千円
第3項 特別利益	2千円

		支	出
第1款	水道事業費用		7,360,251千円
	第1項 営業費用		7,011,800千円
	第2項 営業外費用		345,551千円
	第3項 特別損失		1,100千円
	第4項 予備費		1,800千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,949,057千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額251,844千円、建設改良積立金628,580千円及び過年度分損益勘定留保資金3,068,633千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		7,891,161千円
	第1項 企業債		6,631,900千円
	第2項 出資金		744,470千円
	第3項 補助金		68,320千円
	第4項 固定資産売却代金		1千円
	第5項 負担金及び寄附金		446,470千円

		支	出
第1款	資本的支出		11,840,218千円
	第1項 建設改良費		10,378,944千円
	第2項 企業債償還金		1,461,274千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	570,000千円	令和6年度	150,000千円
		豊岩幹線配水整備工事		令和7年度	190,000千円
				令和8年度	230,000千円



(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に 係る資金融資 あっせん利子補給	令和6年度から11年度まで	839千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	6,631,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	1,000,822千円
(2) 交 際 費	50千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,540千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち24,582千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 利 益 積 立 金	24,582千円
---------------	----------

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、160,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第14条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
1 取得する資産		
車 両 運 搬 具	給 水 車	1 台
工具、器具及び備品	液体クロマトグラフ 質 量 分 析 計	一 式

## 令和6年度秋田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	126,871戸
(2) 年間総処理水量	34,972,148m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	95,814m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
(イ) 管渠建設	
管渠布設	2,170m
管渠改築等	6,650m
マンホールポンプ施設整備	13施設
(ロ) ポンプ場建設	
古川雨水排水ポンプ場整備	一式
川口汚水中継ポンプ場汚水ポンプ設備更新	一式
土崎汚水中継ポンプ場沈砂池設備更新	一式
汚水中継ポンプ場監視制御設備更新	一式
広面汚水中継ポンプ場災害復旧	一式
(ハ) 処理場建設	
仁別浄化センターNo.1最終沈澱池 汚泥搔寄機減速機更新	一式
(ニ) 特定環境保全公共下水道	
管渠布設	2,240m
管渠移設	180m
マンホールポンプ施設整備	5施設

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益		10,679,731千円
	第1項 営業収益		7,362,316千円
	第2項 営業外収益		3,317,413千円
	第3項 特別利益		2千円
		支	出
第1款	下水道事業費用		10,537,340千円
	第1項 営業費用		9,876,739千円
	第2項 営業外費用		656,550千円
	第3項 特別損失		1,501千円
	第4項 予備費		2,550千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額4,286,489千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額132,899千円、減債積立金48,042千円、過年度分損益勘定留保資金1,990,679千円及び当年度分損益勘定留保資金2,114,869千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的收入		9,618,476千円
	第1項 企業債		5,544,100千円
	第2項 出資金		894,488千円
	第3項 補助金		3,130,327千円
	第4項 負担金		49,560千円
	第5項 固定資産売却代金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		13,904,965千円
	第1項 建設改良費		8,732,011千円
	第2項 企業債償還金		5,172,954千円

( 継 続 費 )

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費 汚 水 中 継 ポ ン プ 場 監 視 制 御 設 備 更 新 事 業	430,000千円	令和6年度	10,000千円
			令和7年度	230,000千円
			令和8年度	190,000千円

( 債 務 負 担 行 為 )

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管路維持管理 包 括 業 務 委 託	令和6年度から8年度まで	678,594千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 利 子 補 給	令和6年度から12年度まで	1,026千円
水 洗 便 所 改 造 資 金 損 失 補 償	令和6年度から12年度まで	1,750千円

( 企 業 債 )

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	5,544,100千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる 場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直 し後の利率）
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他 の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合 により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換することができる。

( 一 時 借 入 金 )

第 8 条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 589,069千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,239,993千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度未処分利益剰余金のうち9,492千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 9,492千円

令和6年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	( 計 )
(1) 排水戸数	1,481戸	230戸	1,711戸
(2) 年間総処理水量	489,898m <sup>3</sup>	49,541m <sup>3</sup>	539,439m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	1,342m <sup>3</sup>	136m <sup>3</sup>	1,478m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 農業集落排水建設改良			
マンホールポンプ施設等整備			6施設
管渠移設等			310m
(ロ) 個別排水処理施設建設			
浄化槽設置			5基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	442,982千円
	第1項 営業収益	50,541千円
	第2項 営業外収益	392,440千円
	第3項 特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	35,488千円
	第1項 営業収益	8,206千円
	第2項 営業外収益	27,280千円
	第3項 特別利益	2千円

支 出

第 1 款	農業集落排水事業費用	441,513千円
	第 1 項 営 業 費 用	422,607千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	18,356千円
	第 3 項 特 別 損 失	50千円
	第 4 項 予 備 費	500千円
第 2 款	個別排水処理事業費用	36,420千円
	第 1 項 営 業 費 用	34,769千円
	第 2 項 営 業 外 費 用	1,549千円
	第 3 項 特 別 損 失	2千円
	第 4 項 予 備 費	100千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額126,865千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額537千円及び過年度分損益勘定留保資金126,328千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	農業集落排水事業資本的収入	143,214千円
	第 1 項 企 業 債	49,900千円
	第 2 項 出 資 金	52,024千円
	第 3 項 負 担 金	40,000千円
	第 4 項 基 金 繰 入 金	1,290千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的収入	19,473千円
	第 1 項 企 業 債	6,200千円
	第 2 項 出 資 金	11,346千円
	第 3 項 補 助 金	1,442千円
	第 4 項 負 担 金	485千円



支 出

第 1 款	農業集落排水事業資本的支出	262,275千円
	第 1 項 建設改良費	113,833千円
	第 2 項 企業債償還金	148,441千円
	第 3 項 投 資	1千円
第 2 款	個別排水処理事業資本的支出	27,277千円
	第 1 項 建設改良費	17,749千円
	第 2 項 企業債償還金	9,528千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管路維持管理 包括業務委託	令和 6 年度から 8 年度まで	18,657千円
水洗便所改造 資金利子補給 (農業集落排水)	令和 6 年度から 12 年度まで	124千円
水洗便所改造 資金損失補償 (農業集落排水)	令和 6 年度から 12 年度まで	210千円
水洗便所改造 資金利子補給 (個別排水処理)	令和 6 年度から 12 年度まで	206千円
水洗便所改造 資金損失補償 (個別排水処理)	令和 6 年度から 12 年度まで	350千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限度額	56,100千円
起債の方法	証書借入
利率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる)

場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 37,987千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、296,866千円である。

秋田市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

八田町内会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の親睦と生活環境の改善、秩序の維持、福祉の増進等を図るとともに、良好な地域社会形成に資する事を目的とする。

3 区域

本会の区域は、秋田市太平八田字荒巻、同市太平八田字八田、同市太平八田字藤ノ崎、同市太平八田字オノ崎および同市太平八田字関口の全域とする。

4 主たる事務所

本会は、事務所を町内会長宅におく。

5 代表者の氏名および住所

鎌 田 満 作

秋田市太平八田字藤ノ崎172番地5

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

9 認可年月日

令和6年3月26日

秋田市告示第101号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設を次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 教育・保育施設の種類、当該施設の名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称
  - (1) 教育・保育施設の種類  
認定こども園
  - (2) 施設の名称  
幼保連携型認定こども園ナーサリー土崎
  - (3) 施設の所在地  
秋田市土崎港中央六丁目10番6号
  - (4) 設置者の名称  
社会福祉法人翼友会
- 2 1に掲げる施設を確認した年月日  
令和6年4月1日

秋田市告示第102号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条の規定に基づき、特定教育・保育施設が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第41条の規定により告示する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
保育所	ナーサリー土崎	秋田市土崎港中央六目10番6号	社会福祉法人翼友会
保育所	聖園学園短期大学附属みそのベビー保育園	秋田市保戸野すわ町1番58号	学校法人聖園学園

- 2 1に掲げる施設が確認の辞退をした年月日

令和6年3月31日

秋田市告示第103号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地、子ども・子育て支援施設等の種類ならびに特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業にあっては子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否か（以下「基準」という。）の別
  - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
社会福祉法人翼友会
  - (2) 施設等の名称  
幼保連携型認定こども園ナーサリー土崎
  - (3) 施設等の所在地  
秋田市土崎港中央六丁目10番6号
  - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類  
預かり保育事業、一時預かり事業
  - (5) 基準の別  
満たしている
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日  
令和6年4月1日

秋田市告示第104号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
  - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
社会福祉法人翼友会
  - (2) 施設等の名称  
ナーサリー土崎
  - (3) 施設等の所在地  
秋田市土崎港中央六丁目10番6号
  - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類  
一時預かり事業
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日  
令和6年3月31日



秋田市告示第105号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和5年度第7期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第106号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第21条第1項の規定に基づき、令和6年度秋田市一般廃棄物処理実施計画を定めたので告示する。

令和6年3月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第107号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、西部市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市新屋扇町13番34号

西部地域住民自治協議会

会長 赤 沼 侃

2 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

秋田市告示第108号

次の国民健康保険税領収証書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該領収証書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

WAN ADAM BIN WAN MOHD SUHAIMI

マレーシア

2 送達する書類

領収証書

秋田市告示第109号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年3月28日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市茨島四丁目5番65号

氏名 齋 藤 宏

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

秋田市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
小山町内会
- 2 認可年月日  
平成20年3月21日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名および住所  
変更前 佐 賀 定  
秋田市豊岩小山字前田表156番地  
変更後 近 藤 信 次  
秋田市豊岩小山字狐森80番地
- 4 変更年月日  
令和6年2月4日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第111号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定 番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
19	訪問看護ステーション ピーす	秋田市桜二丁目26番 19号 桜テナントB 号室	株式会社stella 代表取締役 安藤 恭 介	令和6年 4月1日

秋田市告示第112号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
蘇 武 竜 太	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障 害



秋田市告示第113号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和6年度固定資産税に係る土地又は家屋について、土地課税台帳、家屋課税台帳等に登録された価格を他の価格と比較することのできる土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を、次により関係者の縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧期間

令和6年4月1日から同年5月31日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

3 縦覧の場所および内容

場 所	内 容
資産税課	土地価格等縦覧帳簿および 家屋価格等縦覧帳簿

秋田市告示第114号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
  - (1) 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
合同会社サニープレイスカンパニー
  - (2) 施設等の名称  
ホームナーサリーぷちば
  - (3) 施設等の所在地  
秋田市牛島西三丁目15番18-2号
  - (4) 子ども・子育て支援施設等の種類  
認可外保育施設、一時預かり事業
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日  
令和6年3月31日

秋田市告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年3月29日

3 縦覧期間

令和6年3月29日から同年4月17日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第116号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
269	キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目 3番5号 キャッスルホテル2F	シップヘルスケアファーマシー東日本株式会社 代表取締役 市 谷 文 吾	令和6年 4月1日

秋田市告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 契約の始期

令和6年4月1日

2 費用額の算定方法

別表（省略）のとおり

3 契約の相手方

氏名 津 村 隆

住所 秋田県秋田市南通亀の町6番5号 グリーンキャピタル南大通  
202号

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用は、概算払をすることができるものとする。

秋田市教委告示第5号

令和6年3月14日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年3月13日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 秋田市立学校給食共同調理場等管理運営規則の一部を改正する件
- 2 秋田市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を設定する件
- 3 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市教委告示第6号

令和6年3月21日午後4時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和6年3月18日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市教育委員会人事異動に関する件

秋田市教委告示第7号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第4条第1項の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財に指定したので、同条例第6条の規定により告示する。

令和6年3月25日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

記

秋田市指定文化財に指定する物件

種 別	名 称	員 数	所有者等又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
有形文化財 (歴史資料)	勝平得之 版画版木	20組	秋田市山王一丁目1番1号	秋田市 秋田市長 穂積 志



## 秋市選管告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和6年3月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1	50分の1の数	5,145人
2	6分の1の数	42,870人
3	3分の1の数	85,740人

秋市選管告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、令和6年6月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和6年3月4日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

登録年月日 令和6年6月3日

秋田市農委告示第3号

令和6年3月15日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年3月6日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和5年度第12号計画）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正に関する件

秋田市上下水道局告示第7号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和6年3月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定年月日
アップスタート株式会社	佐藤孝介	秋田市仁井田目長田三丁目5番5号	令和6年3月4日

秋田市上下水道局告示第8号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3の規定に基づき秋田市指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和6年3月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

業者名	代表者	所在地	指定年月日
アップスタート株式会社	佐藤孝介	秋田市仁井田目長田三丁目5番5号	令和6年3月7日

## 秋田市上下水道局告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和6年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

- 1 徴収事務を委託した者の住所および氏名  
秋田市山王臨海町3番18号  
秋田市上下水道サービス株式会社  
代表取締役 太 田 博 之
- 2 委託した公金の徴収事務の範囲
  - (1) 受付業務（窓口、電話等）
  - (2) 収納業務
  - (3) 滞納整理業務
  - (4) 電子計算処理業務
  - (5) 検針業務
  - (6) 開栓・閉栓業務および精算業務
  - (7) 調定および更正に係る業務
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、附帯する業務で秋田市上下水道局が必要に応じ指示する業務
- 3 委託期間  
令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- 4 委託区域  
秋田市内全域および滞納整理業務上必要な区域

## 秋田市上下水道局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和6年3月26日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

### 1 収納事務を委託した者の住所および氏名

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役 高 橋 譲 太

### 2 委託した公金の収納事務の範囲

水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料および特定地域生活排水処理施設使用料のコンビニエンスストアおよび電子決済による収納事務

### 3 受託者が提携するコンビニエンスストア本部および電子決済システム提供事業者

株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、山崎製パン株式会社、ミニストップ株式会社、株式会社ポプラ、株式会社セイコーマート、株式会社しんきん情報サービス、ビリングシステム株式会社、LINE Pay株式会社、PayPay株式会社、楽天銀行株式会社、株式会社ゆうちょ銀行（銀行Pay代表幹事行）、KDDI株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社NTTドコモおよび楽天ペイメント株式会社

### 4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月5日

秋田市長 穂 積 志



指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	平成元年 8月1日	H01-008	4.00	18.18	秋田市手形字西谷地116番5	令和6年 3月5日 第1号

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年3月5日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地

名 称 株式会社デンコードー

代表取締役 高 橋 淳

所在地 宮城県名取市上余田字千刈田308番地

#### (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 ケーズデンキ秋田中央本店

所在地 秋田県秋田市八橋南一丁目52番15 外13筆

#### (3) 変更した事項

ア 設置者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社デンコードー

代表取締役 岡 田 義 則

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

変更後 株式会社デンコードー

代表取締役 高 橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社デンコードー

代表取締役 岡 田 義 則

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

株式会社エコプラス

代表取締役 井 上 公 延

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

変更後 株式会社デンコードー

代表取締役 高 橋 淳

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

株式会社エコプラス

代表取締役 井 上 公 延

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

(4) 変更年月日

ア 令和5年6月15日

イ 令和5年6月15日

(5) 変更理由

ア 設置者の代表者氏名に変更が生じたため

イ 小売業者の代表者氏名に変更が生じたため

2 届出年月日

令和6年2月26日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年3月5日から同年7月5日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年3月8日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

名 称 株式会社ツルハ

代表取締役 八 幡 政 浩

住 所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

名 称 株式会社オートボックスセブン

代表取締役 堀 井 勇 吾

住 所 東京都江東区豊洲五丁目6番52号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 （仮称）秋田下新城複合商業施設

所在地 秋田県秋田市下新城中野字琵琶沼431番1外 14筆

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ツルハ

代表取締役 八 幡 政 浩

住 所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番21号

名 称 株式会社オートボックス東日本販売

代表取締役 藤 原 伸 一

住 所 千葉県市川市鬼高三丁目32番12号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6 年10月27日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1723.83m<sup>2</sup>

(6) 駐車場の収容台数

60台

(7) 駐輪場の収容台数

14台

(8) 荷さばき施設の面積

72.00m<sup>2</sup>

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

35.70m<sup>3</sup>

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 株式会社ツルハ

(ア) 開店時刻 午前 7 時

(イ) 閉店時刻 午前 0 時

イ 株式会社オートボックス東日本販売

(ア) 開店時刻 午前10時

(イ) 閉店時刻 午後 7 時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 6 時30分から午前 0 時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

ア 荷さばき施設① 午前 6 時から午後 9 時まで

イ 荷さばき施設② 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和6年2月26日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年3月8日から同年7月8日まで。ただし、土曜日、日曜日  
および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

令和6年3月12日付けで認可地縁団体である四ツ小屋中野町内会から地方自治法（昭和22年法律第67条）第260条の46第1項の規定に基づき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月18日

秋田市長 穂 積 志

### 1 認可地縁団体

#### (1) 名称

四ツ小屋中野町内会

#### (2) 区域

秋田市四ツ小屋字中野、四ツ小屋字東泉寺、四ツ小屋字与左エ門川原364番地3、御野場一丁目3番9号および3番11号

#### (3) 主たる事務所

秋田市四ツ小屋字中野7番地の3

### 2 申請不動産に関する事項

#### (1) 土地

種 類	面 積	所 在 地
田	1,004m <sup>2</sup>	秋田市四ツ小屋字与左エ門川原162番1
田	991m <sup>2</sup>	秋田市四ツ小屋字上川原19番

#### (2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

##### ア 氏名

別紙（省略）のとおり

##### イ 住所

別紙（省略）のとおり

### 3 申請事項に関し異議を述べることができる者



申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人  
又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和6年3月18日から同年6月18日まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29条）第22条の3第2項の  
規定による申出書および関係書類を秋田市市民生活部生活総務課に提出  
することによる。

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和6年3月22日

秋田市長 穂 積 志

### 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

名 称 みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 梅 田 圭

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 イオン秋田中央店

所在地 秋田県秋田市檜山川口境62番7 外7筆

(3) 変更した事項

ア 建物設置者の代表者氏名

変更前 みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 飯 盛 徹 夫

変更後 みずほ信託銀行株式会社

代表取締役 梅 田 圭

イ 建物設置者の住所

変更前 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

変更後 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(4) 変更年月日

ア 令和2年4月1日

イ 令和3年11月22日

ウ 令和5年3月1日

(5) 変更理由

ア 建物設置者の代表者氏名に変更が生じたため

イ 建物設置者の住所に変更が生じたため

ウ 小売業者の入替により変更が生じたため

2 届出年月日

令和6年3月18日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和6年3月22日から同年7月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第12号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年2月19日付け秋田市指令第1634号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年3月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
秋田市仁井田字大野257番3
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名  
秋田市外旭川字三千刈56番地1  
グレイシャスコートB101  
加 藤 実貴八  
秋田市外旭川字三千刈56番地1  
グレイシャスコートB101  
加 藤 円 佳

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画用途地域

2 位置および区域

秋田市下浜羽川字下野地内

3 縦覧期間

令和6年3月29日から同年4月12日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和6年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画地区計画 下浜羽川地区計画

2 位置および区域

秋田市下浜羽川字下野地内

3 縦覧期間

令和6年3月29日から同年4月12日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課